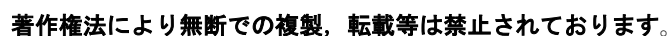
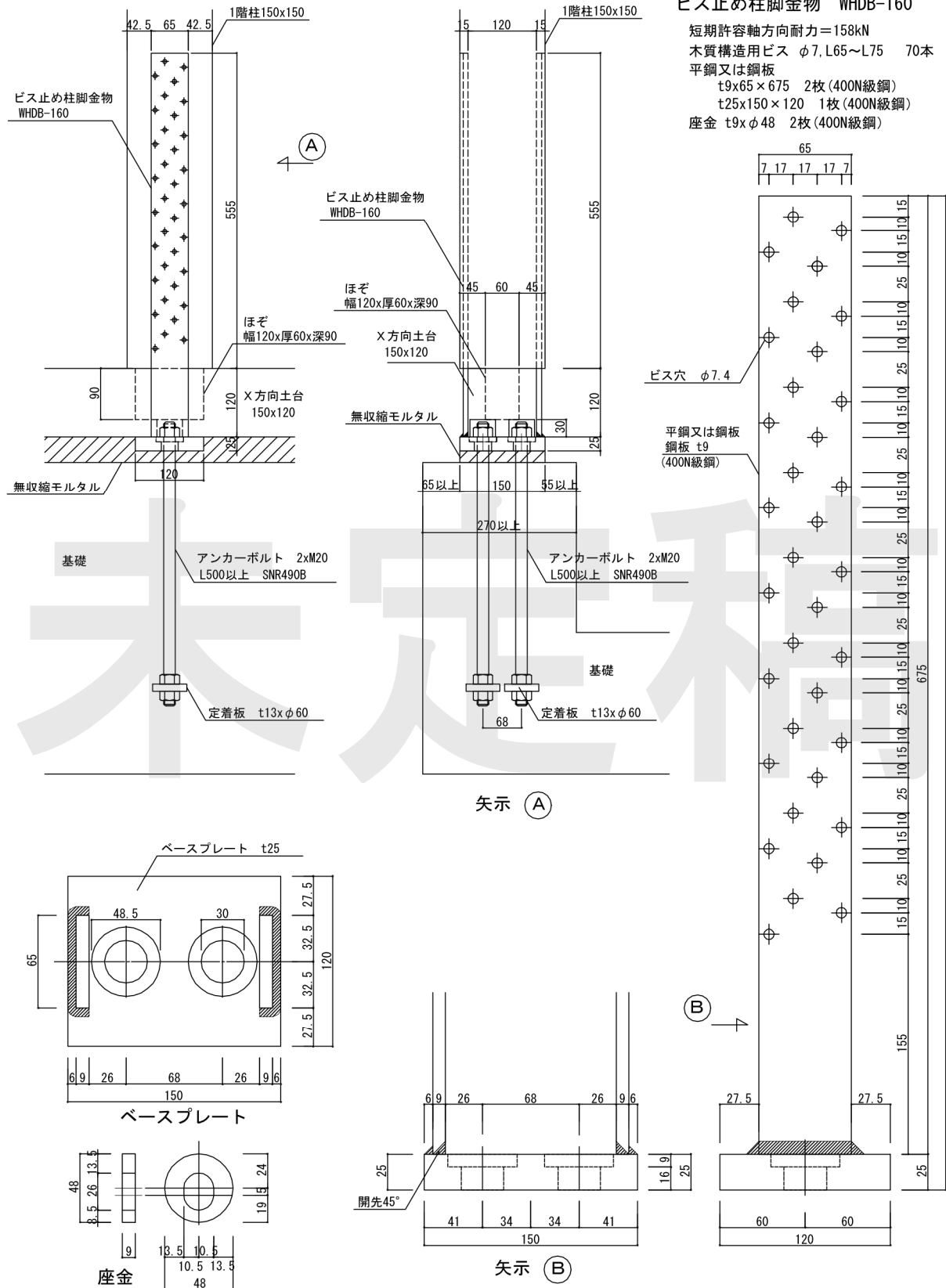


单位 (mm)



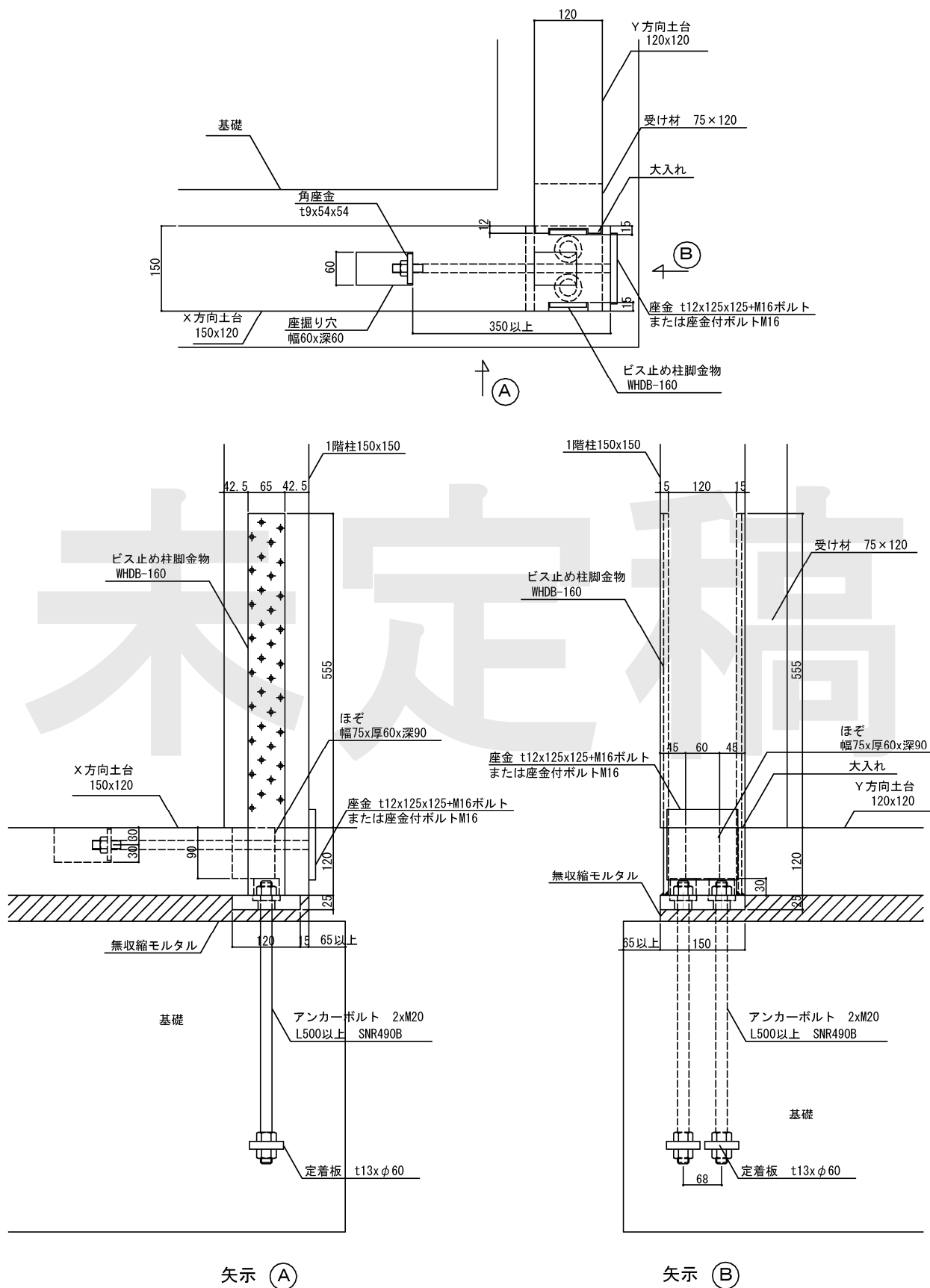
(8) 1階土台レベル、柱脚（端部以外）

単位 (mm)

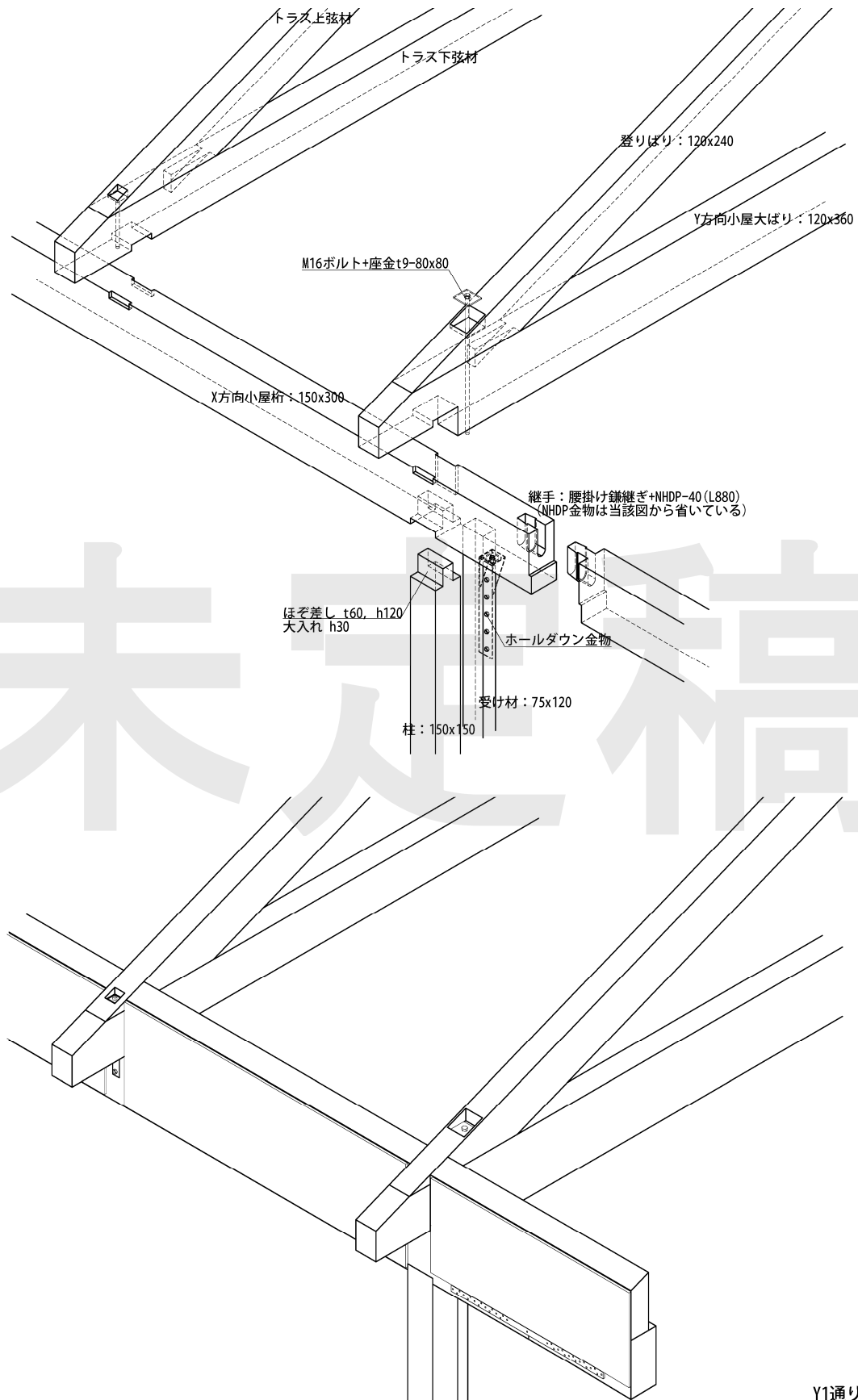


(9) 1階土台レベル、柱脚 (端部)

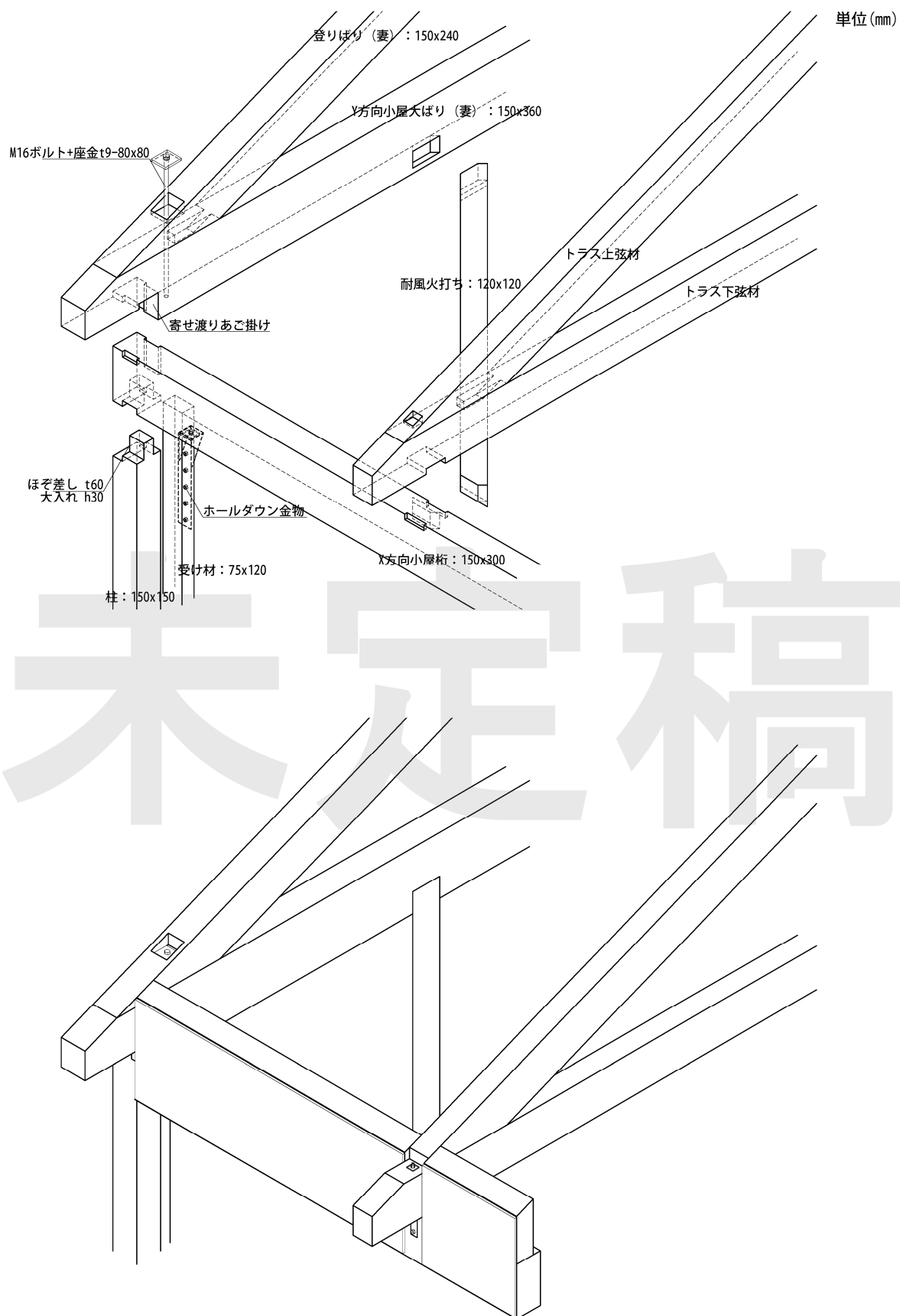
単位 (mm)



单位 (mm)

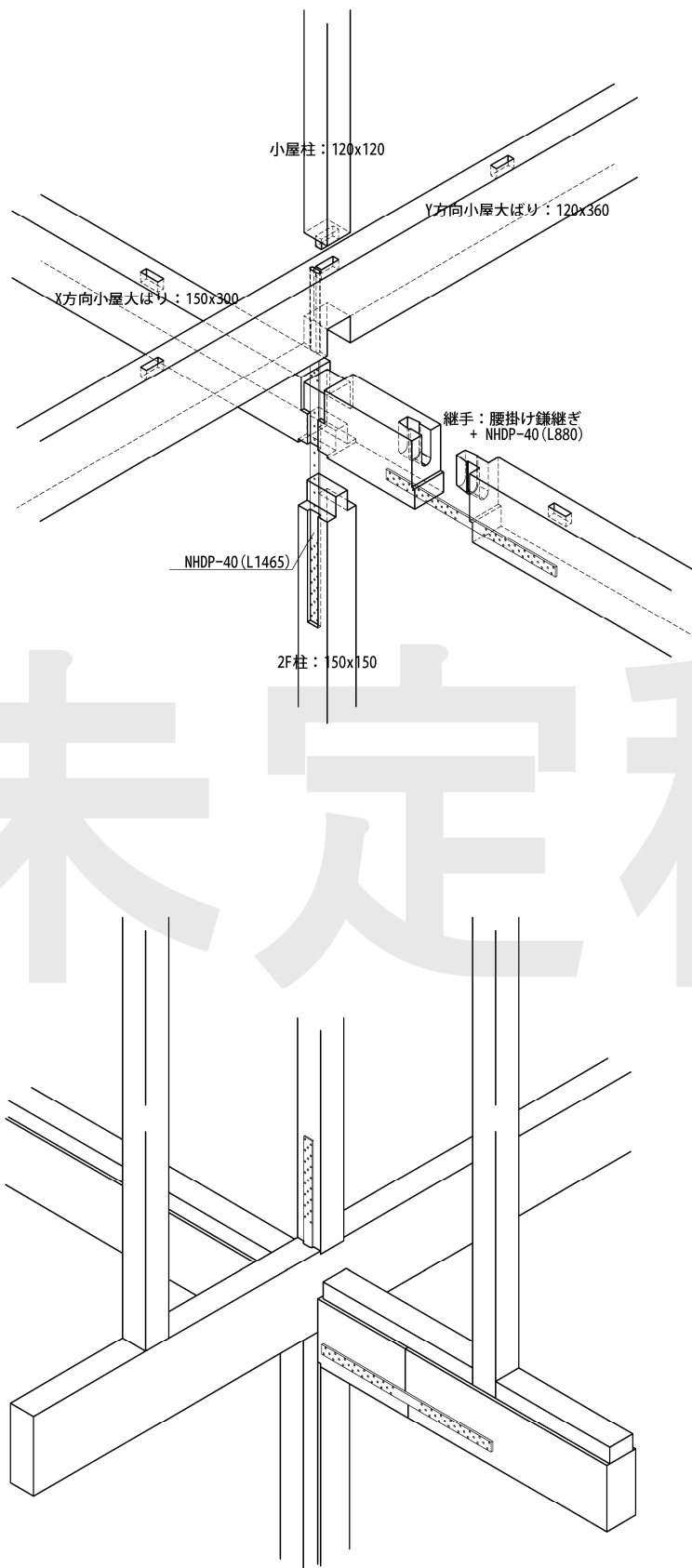


著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。



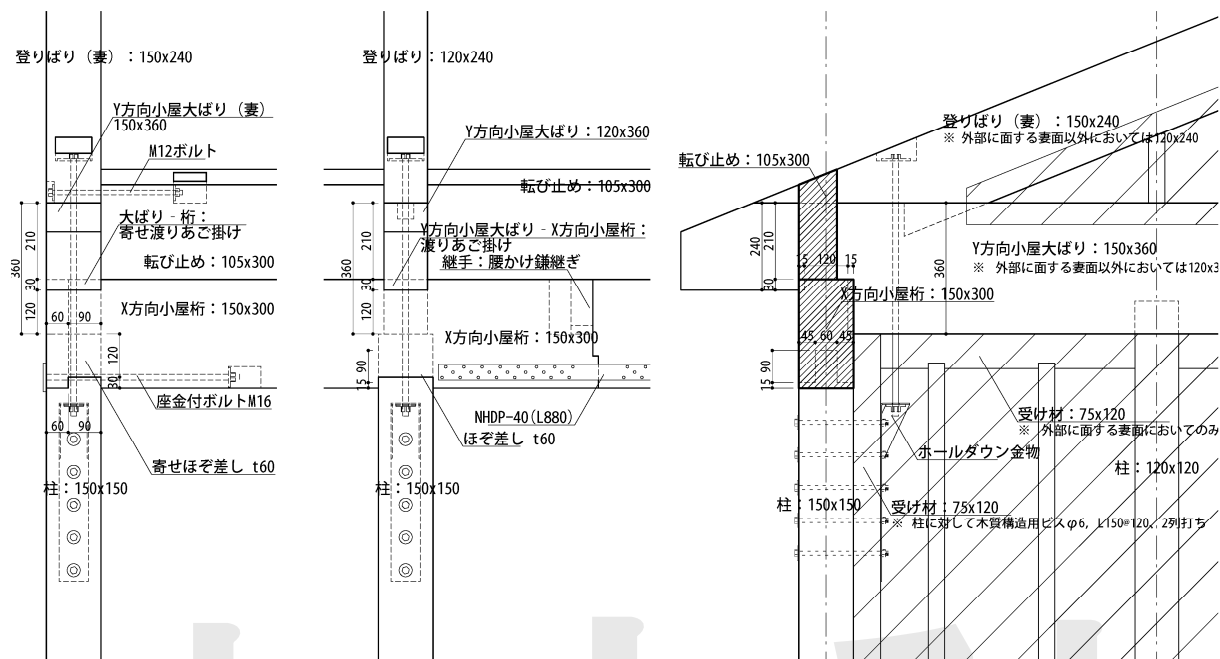
Y1通り妻面

単位 (mm)

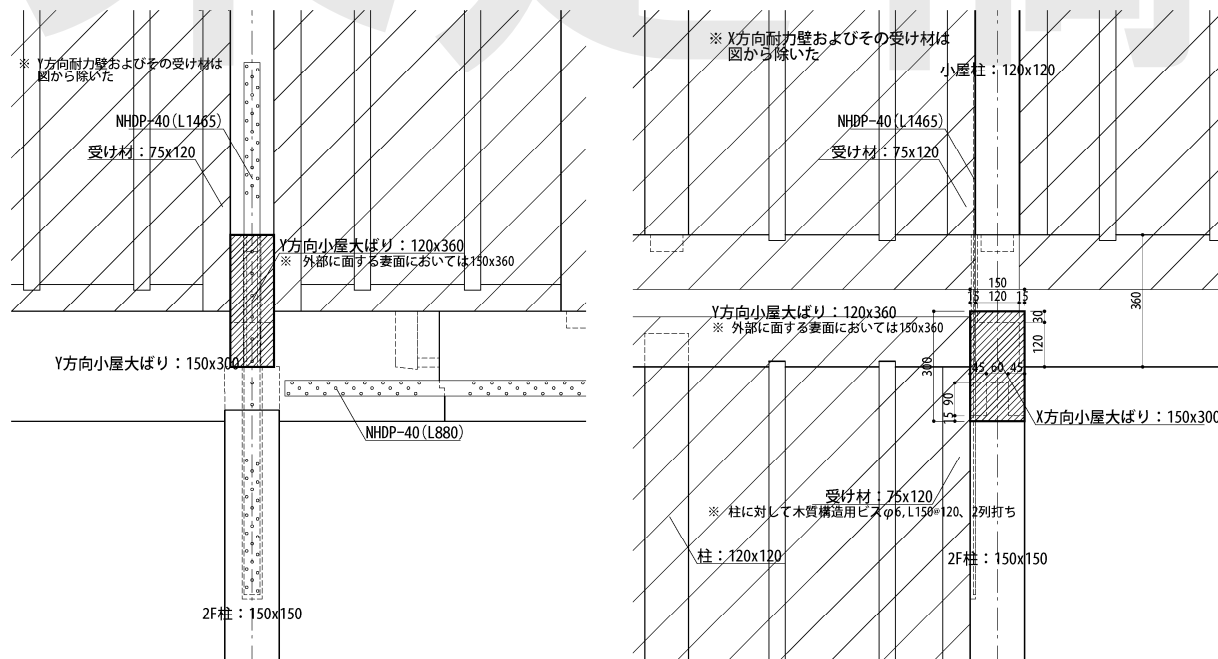
Y2通り

(11) 2階柱頭軸組詳細図 (通り芯交差部)

単位 (mm)



Y1通り



Y2通り

單位 (mm)



著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

附属書 G

(規定)

筋かい耐力壁詳細図

G.1 短期許容せん断耐力

この附属書では、筋かい耐力壁の短期許容せん断耐力を 21.6 kN/m とする。ただし、G.2 の条件及び仕様を全て満たす場合に限るものとする。

注記 耐力壁の短期許容せん断耐力については、指定性能評価機関における面内せん断試験による試験成績書を参考にして、規定している。

G.2 条件及び仕様

条件及び仕様は、次による。

a) 全体形状及び寸法

- 1) 耐力壁は、横架材及び柱で囲まれた軸組の間にたすき掛け筋かいを角度が 45° 前後となるよう 3 段又は 2 段に配置し、各段の間に中棧を設けた形状とする。
- 2) 2 本の柱間に 1) のたすき掛け筋かいと中棧が設けられた軸組を 1P (1 単位分の長さ) の耐力壁と定義する。
- 3) 耐力壁 1P の柱間隔は、900 mm～1 000 mm とする。
- 4) 耐力壁を連続して用いる場合は、1P ごとに柱を設けて 1P 耐力壁が複数並ぶ形状とする。
- 5) 耐力壁の上下の横架材の内法寸法は、1 800 mm～3 350 mm とする。
- 6) 筋かいの水平に対する角度は、 $45^\circ \pm 5^\circ$ 以内とし、各段の角度は全て同一とする。耐力壁 1P の柱間隔及び横架材内法寸法に応じて、筋かい角度がこの範囲内に納まるように段数が 3 段か 2 段かを定める。
- 7) 耐力壁の柱と筋かいとの接合部における基準点の取り方は、柱の中心線から 10 mm 外側の平行線を柱の基準線とし、これと筋かいの中心線との交点を基準点とする。上段の筋かい上部と柱との接合部の基準点の高さは、耐力壁上部横架材の下端から 150 mm 下がった位置とする。柱と中棧の接合部の上下に筋かい端部が取り付け接合部における下筋かいの基準点から上筋かいの基準点までの高さは 120 mm とする。下段の筋かい下部と柱及び横架材との接合部の基準点の高さは、横架材の上端から 85 mm 下がった位置とする。これによって、段数を n としたときの筋かい角度 θ は、 $\theta = \tan^{-1} \{ [\text{横架材内法高さ} + 85 - 150 - 120 \times (n - 1)] / n / (\text{柱間隔} + 20) \}$ で計算できる。

b) 構成部材の材料及び断面寸法

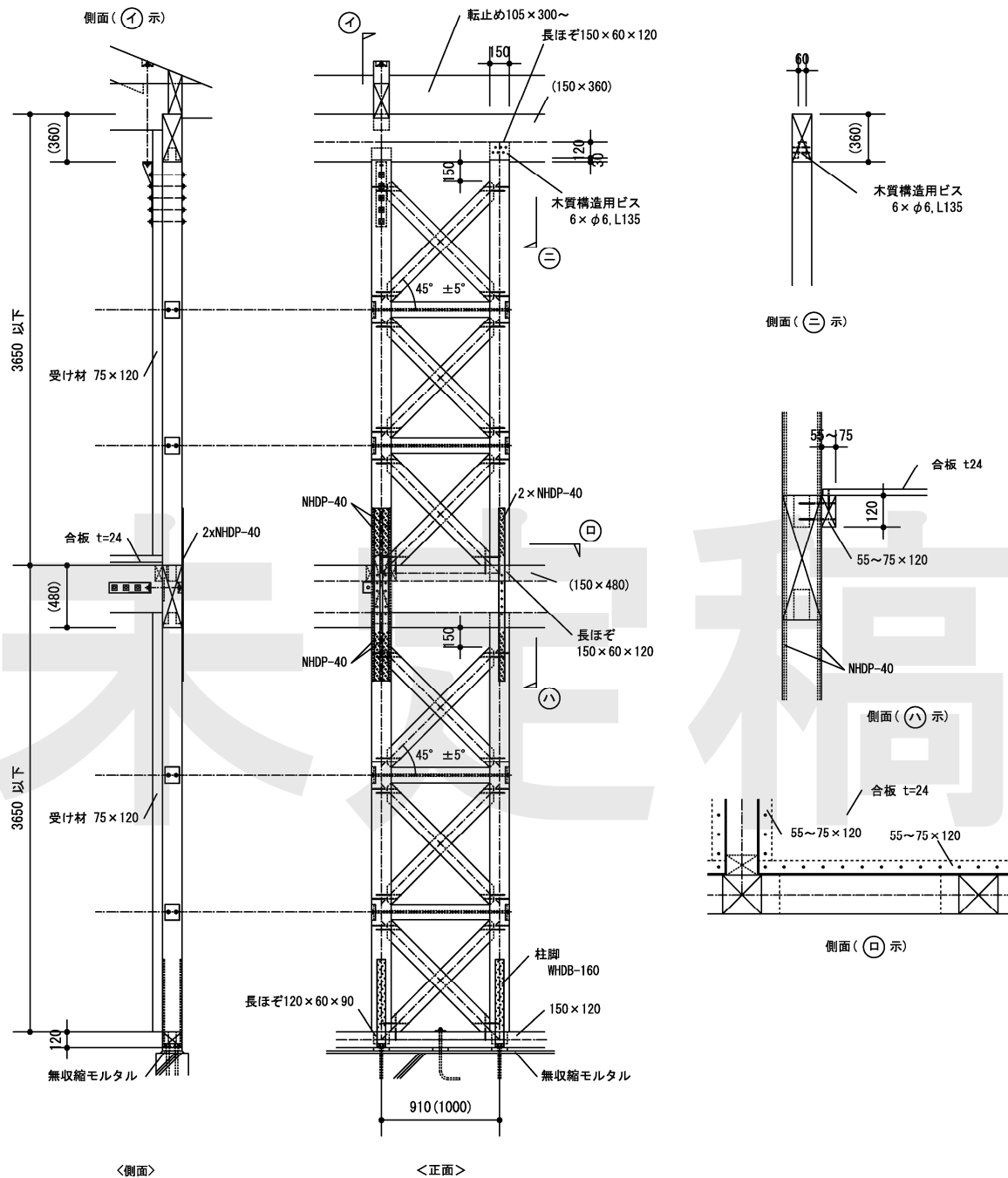
- 1) 耐力壁の両側の柱は、断面 150 mm×150 mm の製材又は構造用集成材とし、筋かいと同等以上の曲げ及び引張に対する基準強度をもつ材料とする。
- 2) 耐力壁上部の横架材、及び 2 階耐力壁下部の横架材は、断面が幅 150 mm×成 300 mm～600 mm の構造用集成材とする。
- 3) 1 階耐力壁下部の土台は、断面が幅 150 mm×成 120 mm の製材とする。
- 4) 耐力壁の筋かいは、断面が幅 90 mm×成 120 mm の製材又は構造用集成材とする。
- 5) 耐力壁の中棧は、丸鋼 $\phi 16$ を 2 本奥行方向に 60 mm 間隔で並列させて柱間に通し、柱の外側で角座金と M16 ナットで締め付ける。丸鋼及び座金の品質は、400 N 級鋼材とする。柱の内法間に丸鋼のカバーとして、断面が幅 150 mm×成 120 mm の製材の中棧を設ける。

c) 接合部の仕様

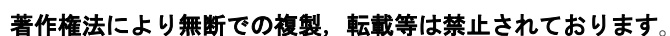
- 1) 耐力壁の柱上端と横架材との接合部は、横架材勝ちの納まりとし、柱上端を横架材に深 30 mm 大入れ+幅 150 mm×厚 60 mm×深 120 mm の長ほぞ差し（端部の場合は耐力壁の内側寄りの幅 90 mm×深 30 mm 大入れ+幅 90 mm×厚 60 mm×深 120 mm の長ほぞ差し）とし、横架材の側面から長ほぞ部分に木質構造用ビス $\phi 6$, L130~150 を 6 本ビス止めする。
なお、各階の柱頭接合部は、構造計算によって水平力時に柱頭部に生じる引張力を上回る耐力の金物を適切に選定する。
- 2) たすき掛け筋かいの 2 材は、一方の材は壁の表面と面一とし、もう一方の材は壁の裏面と面一とする。これによって、たすき掛けの交差部は、奥行き方向に材幅 90 mm のうち 15 mm を切り欠いて合わせた相欠き仕口とし、交差中央部に離れ止め用の木質構造用ビス $\phi 6$, L130~150 を 1 本ビス止めする。
- 3) 中棧の丸鋼と柱との接合部は、両端に M16 めねじを切った丸鋼 $\phi 16$ を 2 本奥行き方向に 60 mm 間隔で並列させて柱間に通し、柱の外側で角座金 t12×110 mm×125 mm を介して M16 ナットで締め付ける。角座金の柱への座堀深さは 25 mm 以下とする。製材の中棧については丸鋼のカバーであるため、下面に 2 本溝を設けて上からかぶせる方法以外のやり方（貫通孔を 2 個あける等）によってもよい。また、2P 以上の連続する耐力壁の中央の柱の場合は、柱部分は 2×M16 全ねじボルトを通して柱の両側に角座金を設けて M16 高ナットで締め、この高ナットを介して丸鋼 $\phi 16$ が連結されるようにする。
- 4) 柱と筋かい端部との接合部は、筋かい幅 90 mm のうち奥の 75 mm 分を柱に台形状のほぞ差しとする。ほぞの深さは柱の内面から 42 mm とし、先端部は筋かい軸に 90° に突き付け面を設けた台形ほぞとする。さらに、筋かい側から柱に直角方向に木質構造用ビス 6× $\phi 6$, L180（頭部径 $\phi 12.5$ 以上、ねじ部長さ 50 mm 以上）をビス止めする。
- 5) 下段筋かいの下端部は、ほぞは設けず柱及び横架材の両方に突き付けとし、木質構造用ビス $\phi 6$, L180（頭部径 $\phi 12.5$ 以上、ねじ部長さ 50 mm 以上）を筋かいから柱に 3 本、筋かいから横架材に 3 本、計 6 本ビス止めとする。
- 6) 柱脚接合部は、水平力時の耐力壁の転倒モーメントによる引張力に抵抗できる接合金物を用いる。例示仕様として、2 階建ての 1 階部分は柱脚金物 WHDB-160 を用い、2 階建ての 2 階部分は上下柱緊結金物 NHDP-40 を 2 本用いた納まりを示す。
なお、各階の柱脚接合部は、構造計算によって水平力時に柱脚部に生じる引張力を上回る耐力の金物を適切に選定する。
- 7) 耐力壁のせん断力を土台から基礎に伝えるアンカーボルトは、柱脚金物に WHDB-160 を用いる場合には、土台と基礎を緊結する M16 アンカーボルトを耐力壁 1P 当たり 1 本ずつ設ける。耐力壁の土台と基礎との間には、無収縮モルタル又は十分な耐久性をもつスペーサー材を挿入し隙間を埋める。

(1) 1P 3連層2階用タイプ 柱芯々寸法 910mm 外部通り

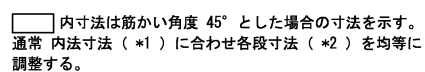
単位 (mm)



单位 (mm)

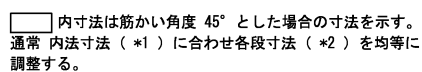


單位(mm)



内法寸法 2585mm 以上 3350mm 以下 3 段

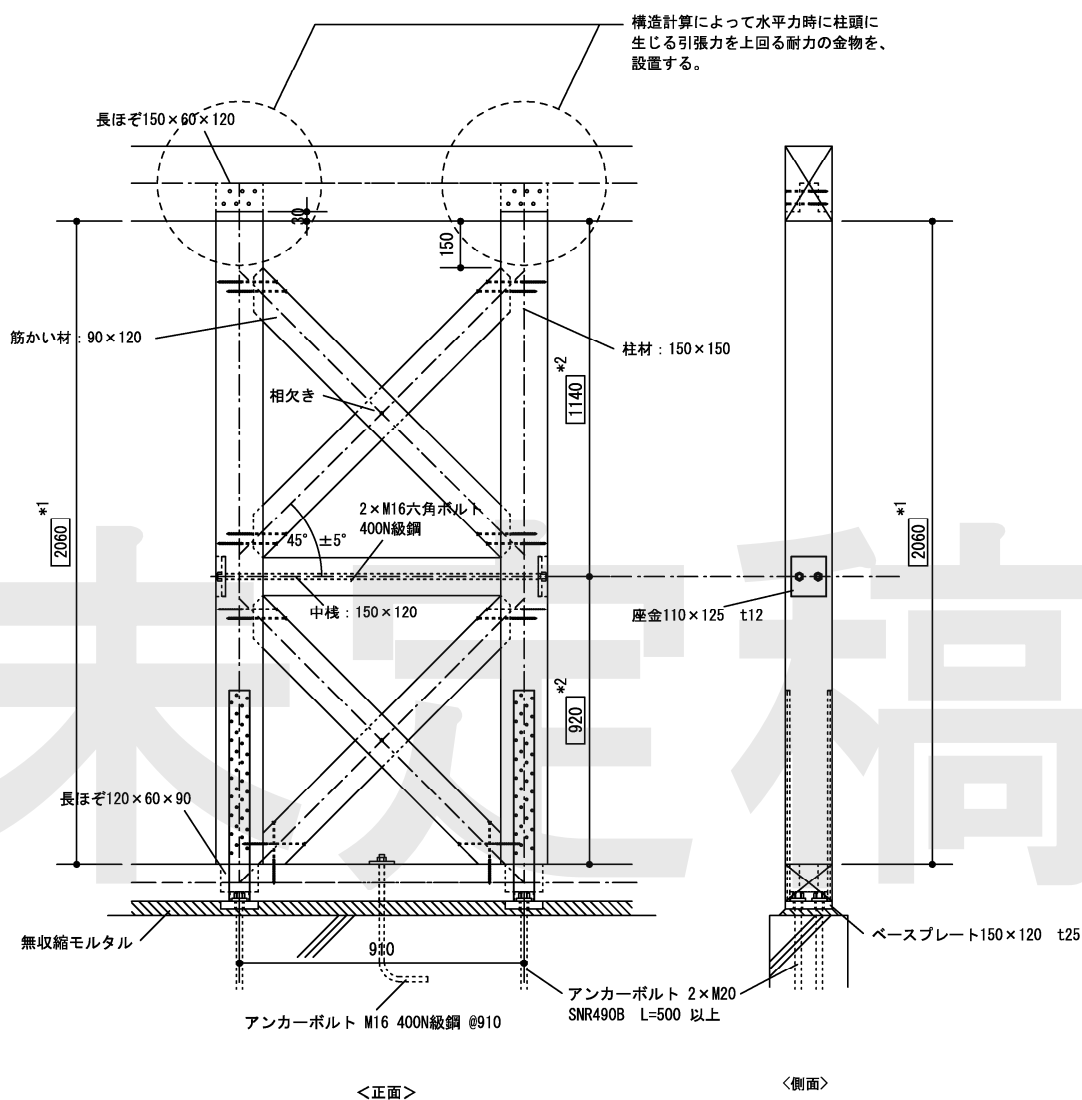
單位(mm)



内法寸法 2810mm 以上 3350mm 以下 3 段

単位 (mm)

(5) 1P 2連層タイプ 柱芯寸法 910mm

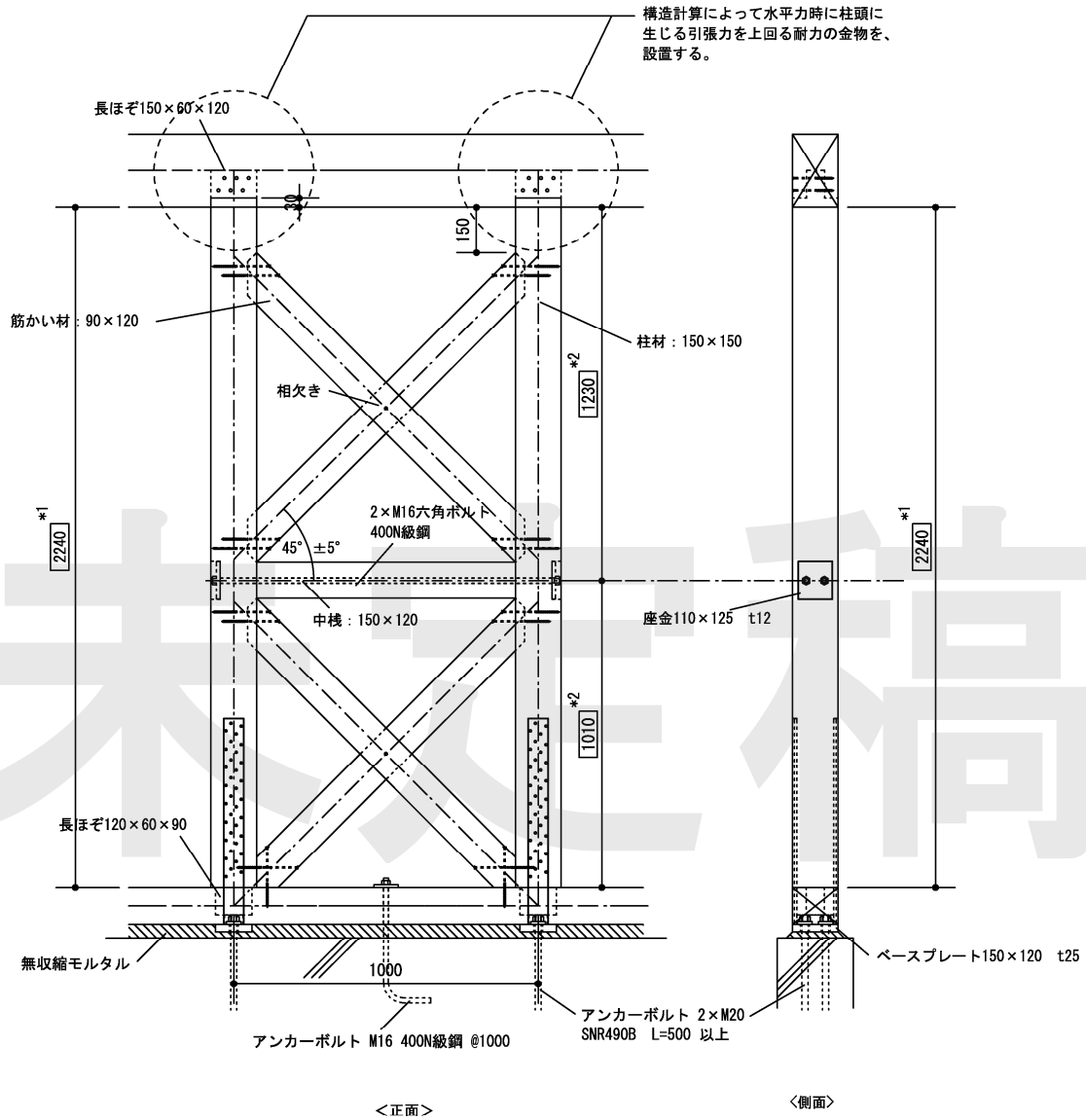


□ 内寸法は筋かい角度 45° とした場合の寸法を示す。
通常 内法寸法 (*1) に合わせ各段寸法 (*2) を均等に調整する。

内法寸法 2585mm 未満 2段

単位 (mm)

(6) 1P 2連層タイプ 柱芯々寸法 1000mm

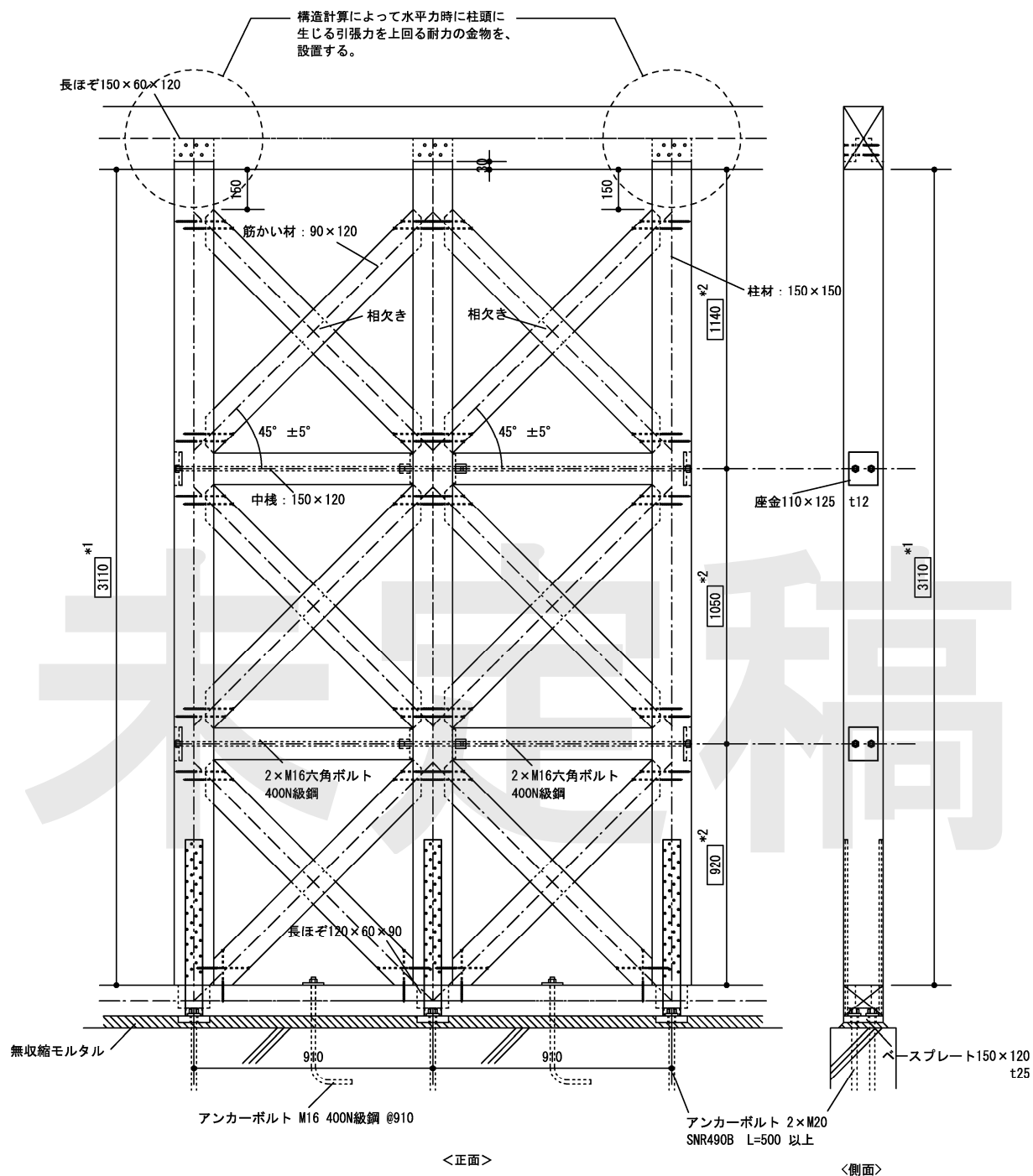


□ 内寸法は筋かい角度 45° とした場合の寸法を示す。
通常 内法寸法 (*1) に合わせ各段寸法 (*2) を均等に調整する。

内法寸法 2810mm 未満 2 段

(7) 2P 3連層タイプ 柱芯々寸法 910mm

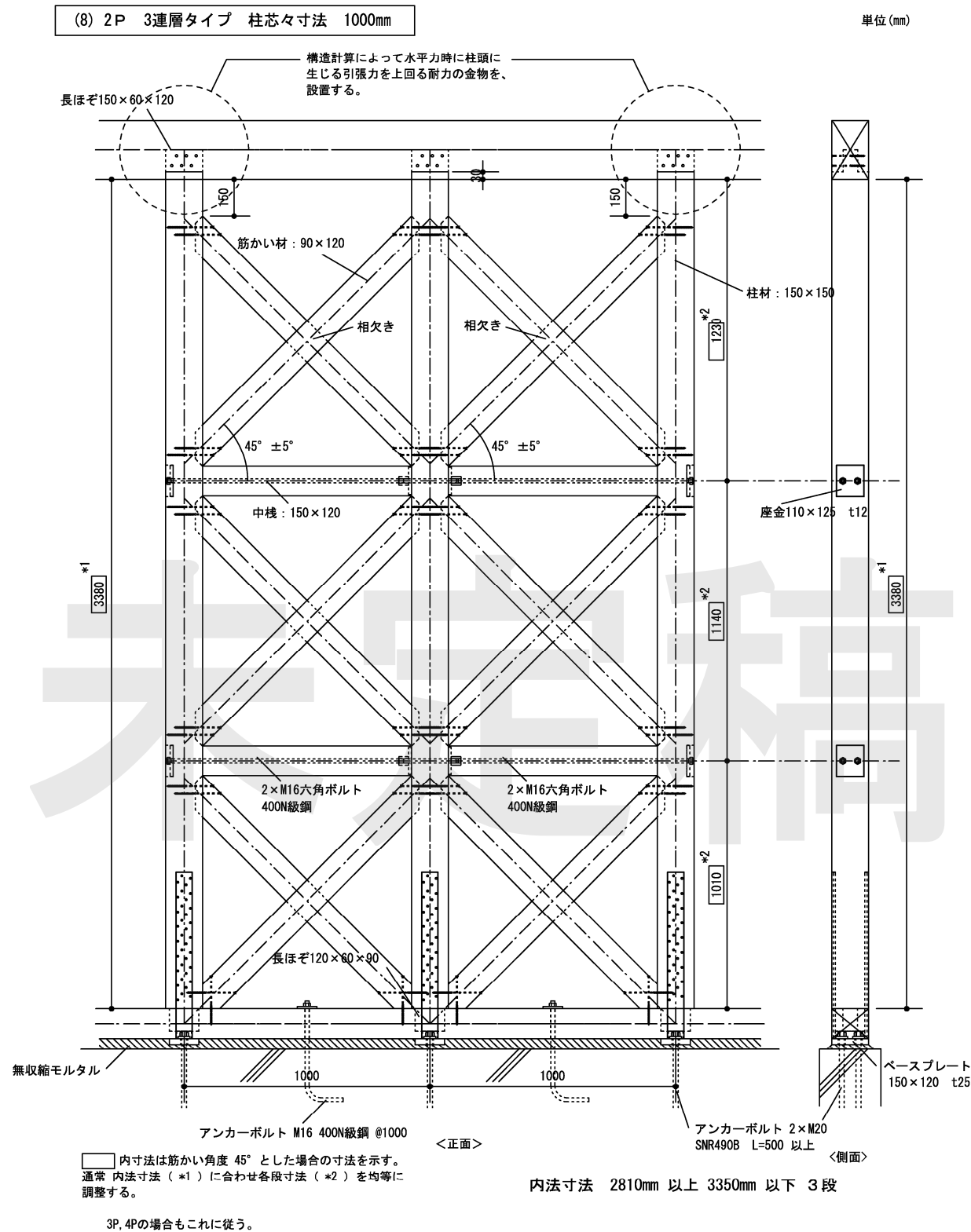
単位 (mm)



□ 内寸法は筋かい角度 45° とした場合の寸法を示す。
通常 内法寸法 (*1) に合わせ各段寸法 (*2) を均等に調整する。

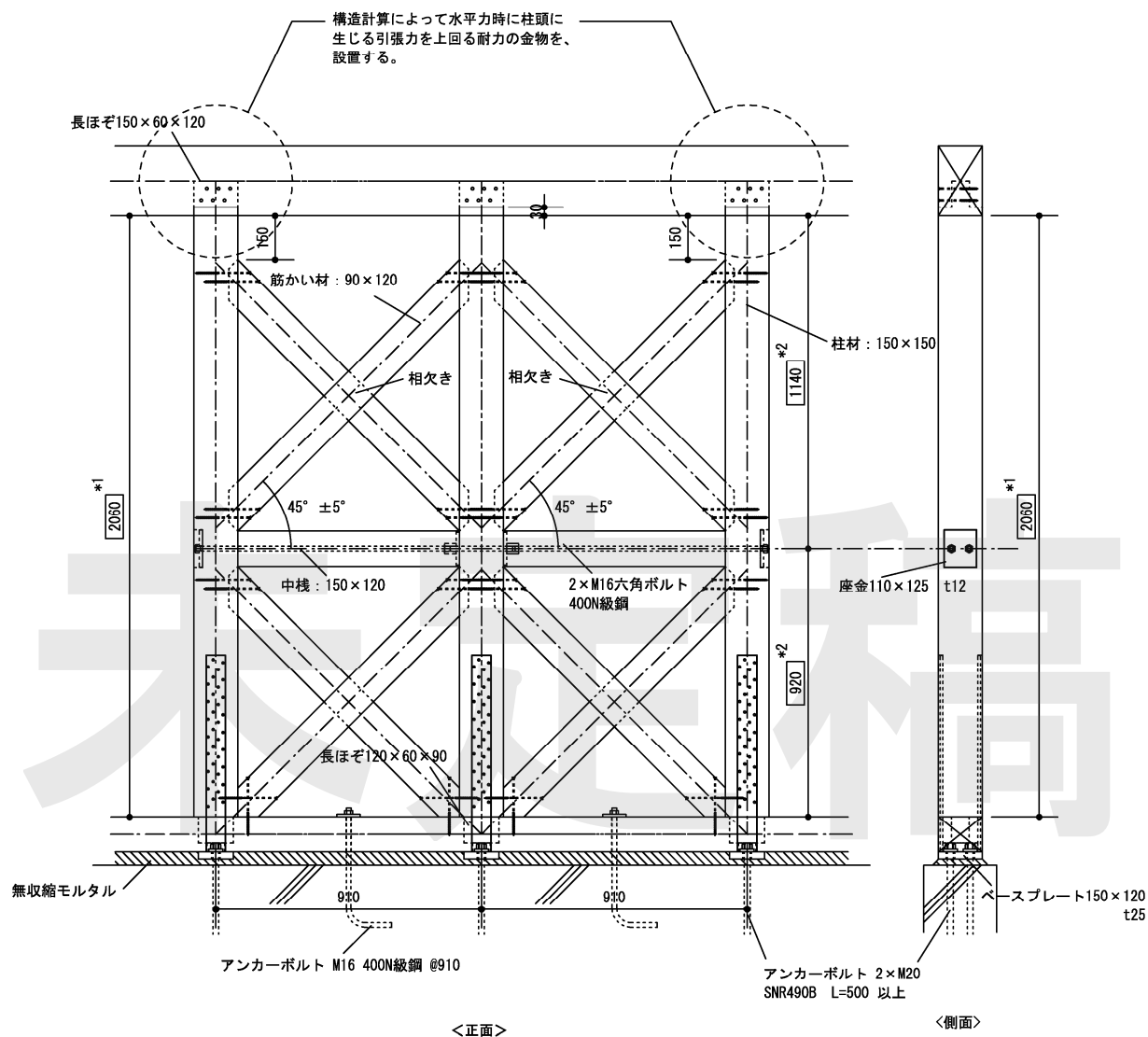
内法寸法 2585mm 以上 3350mm 以下 3 段

3P, 4Pの場合もこれに従う。



単位 (mm)

(9) 2P 2連層タイプ 柱芯寸法 910mm



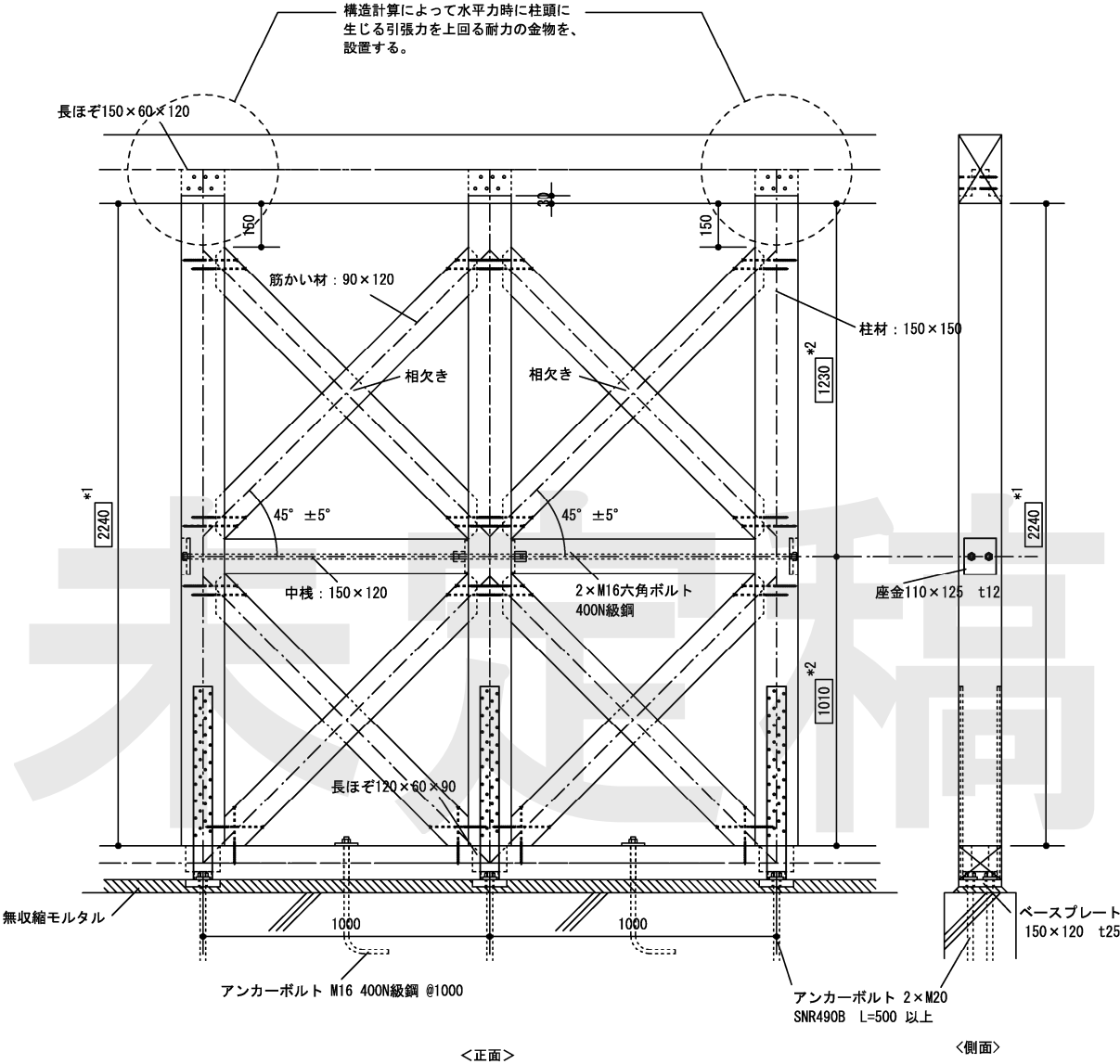
内寸法は筋かい角度 45° とした場合の寸法を示す。
通常 内法寸法（*1）に合わせ各段寸法（*2）を均等に調整する。

内法寸法 2585mm 未満 2 段

3P, 4Pの場合もこれに従う。

単位 (mm)

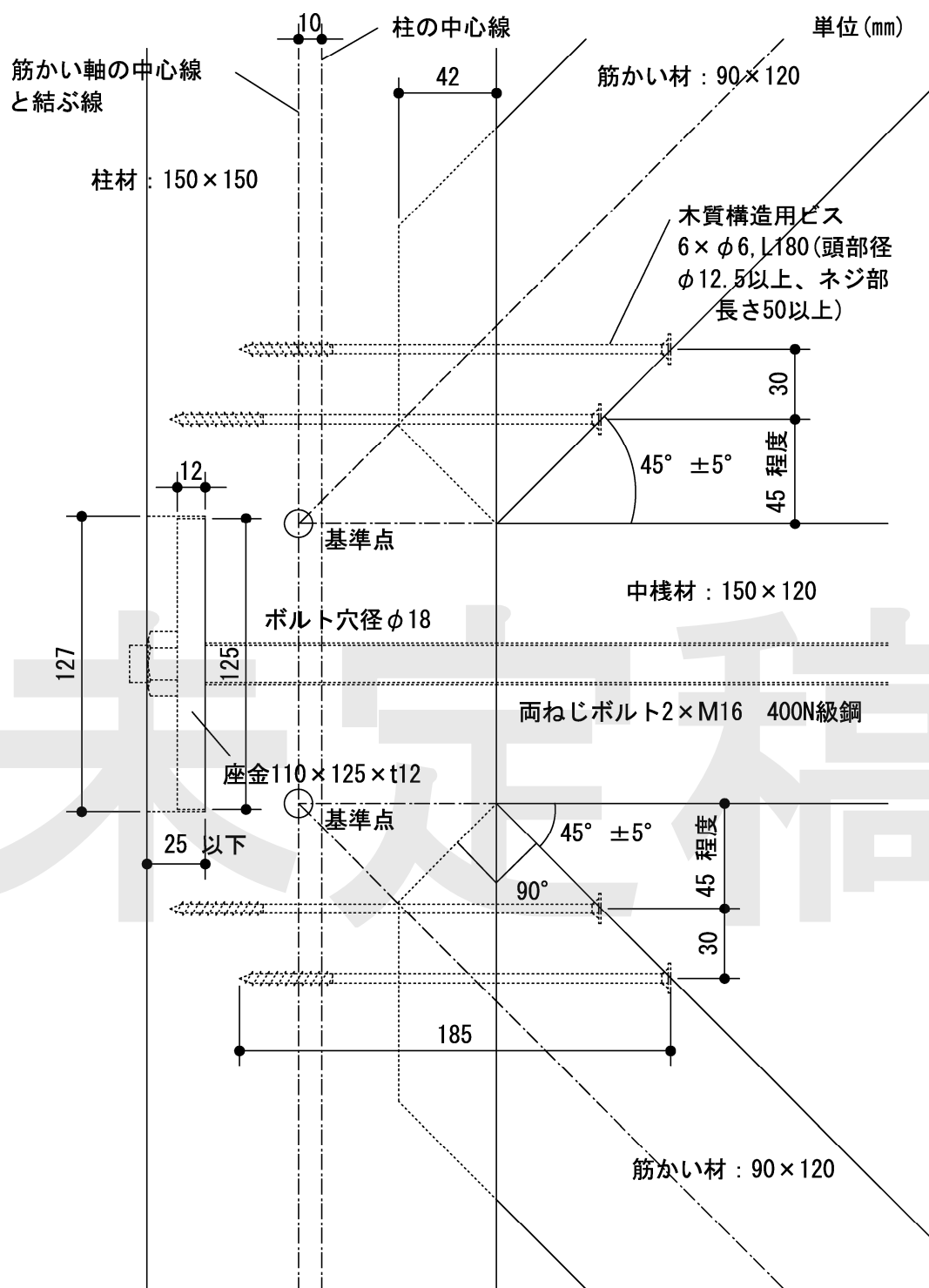
(10) 2P 2連層タイプ 柱芯々寸法 1000mm



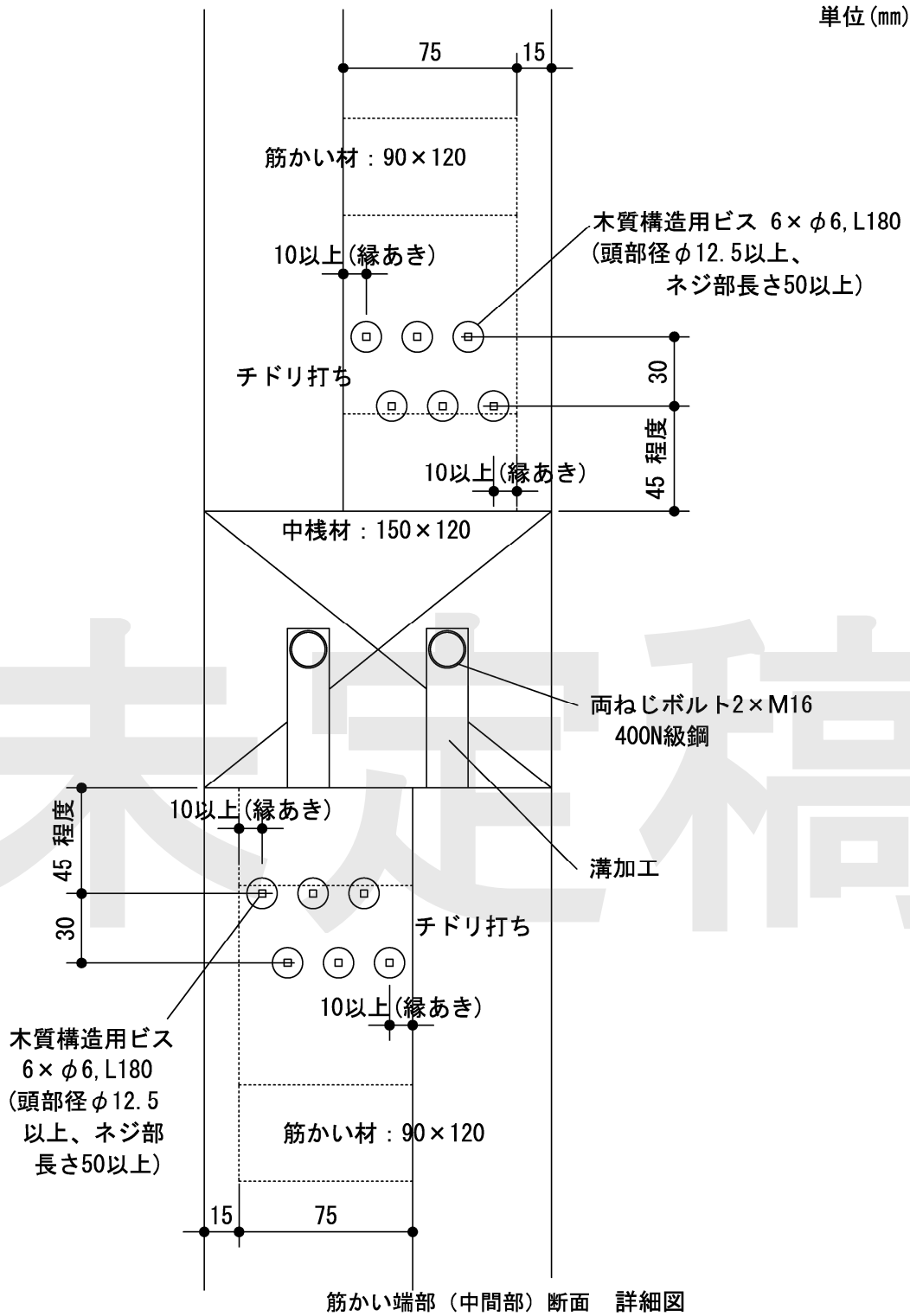
内寸法は筋かい角度 45° とした場合の寸法を示す。
通常 内法寸法 (*1) に合わせ各段寸法 (*2) を均等に調整する。

内法寸法 2810mm 未満 2段

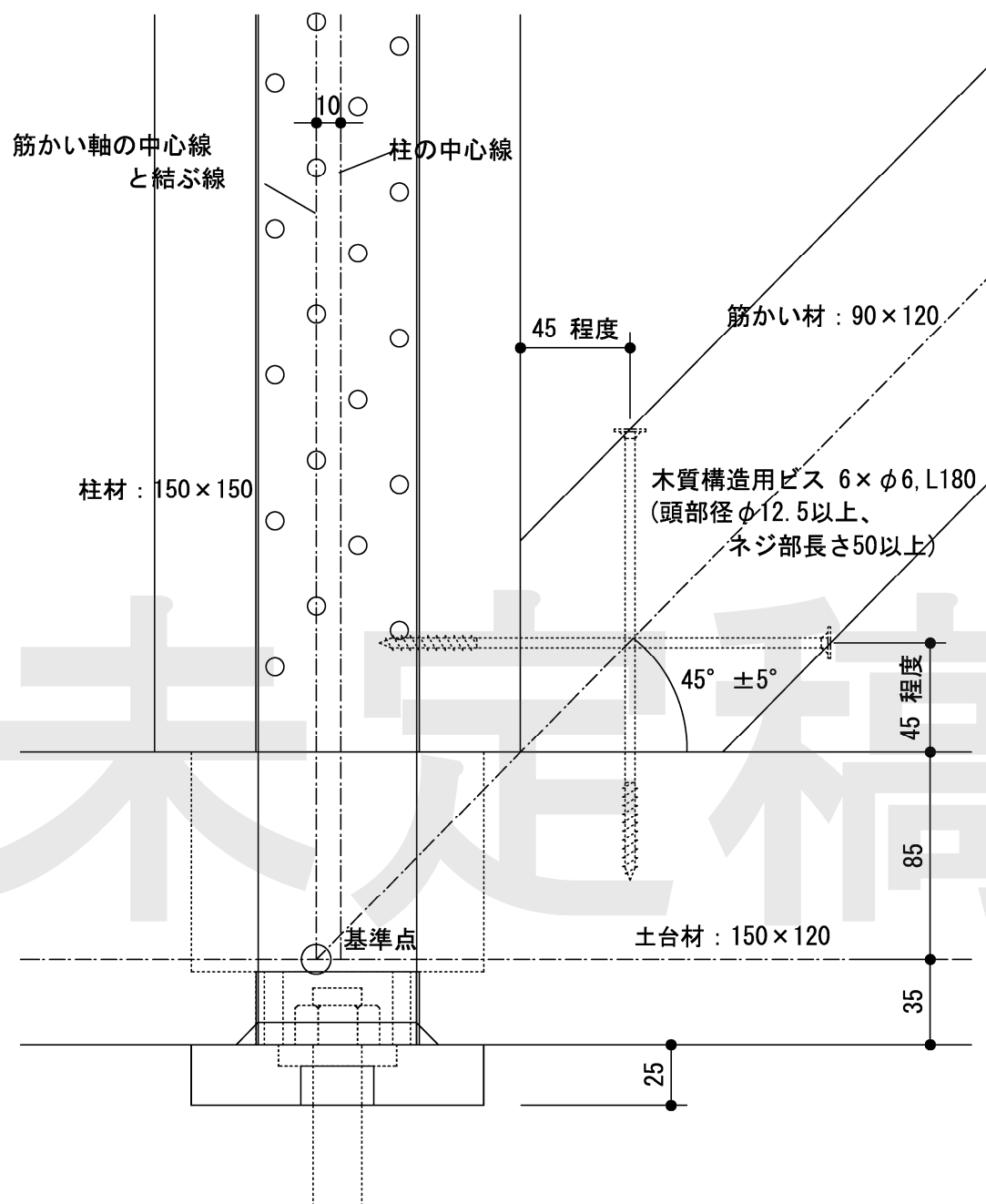
3P, 4Pの場合もこれに従う。



筋かい端部（中間部）正面 詳細図

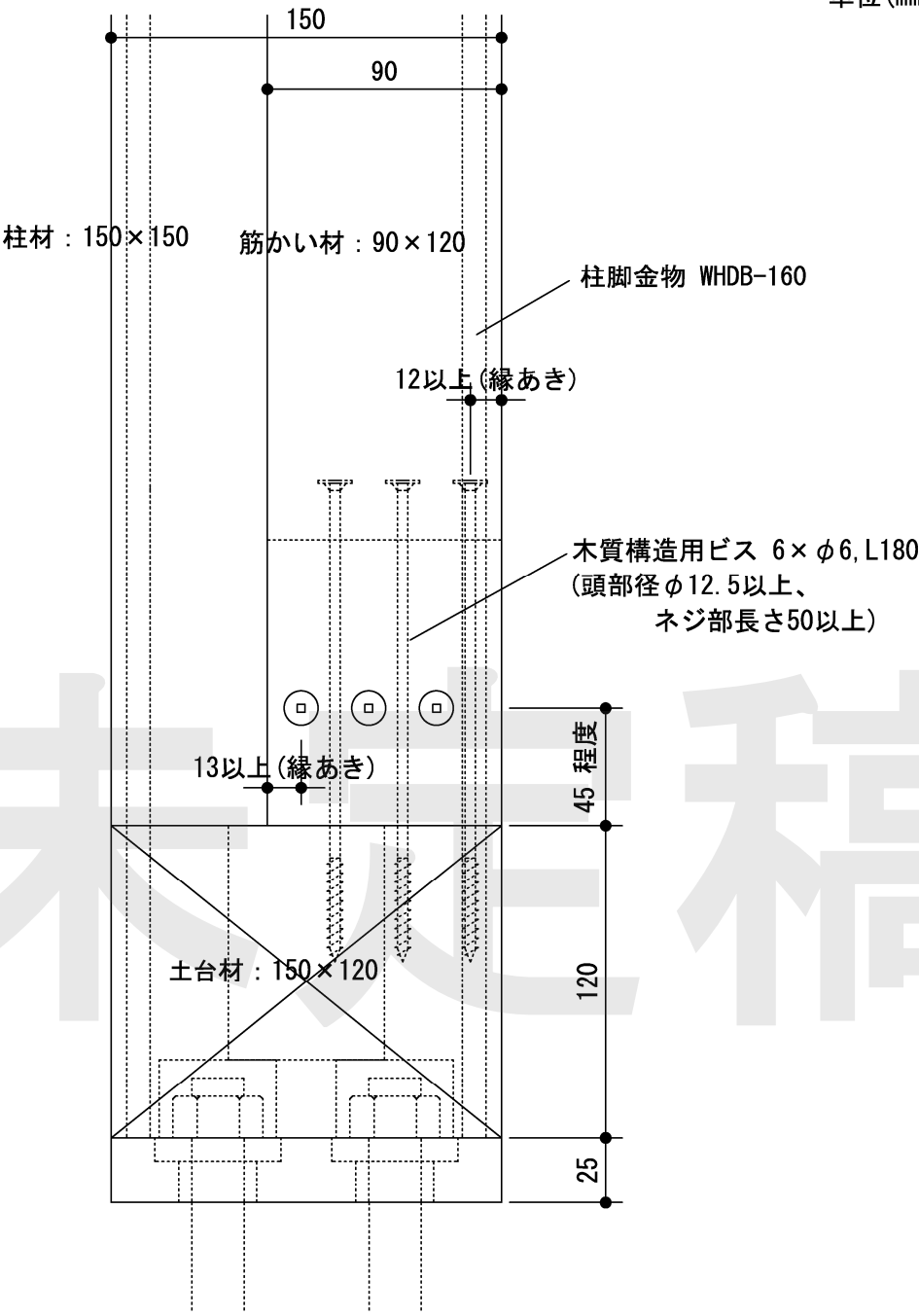


単位 (mm)

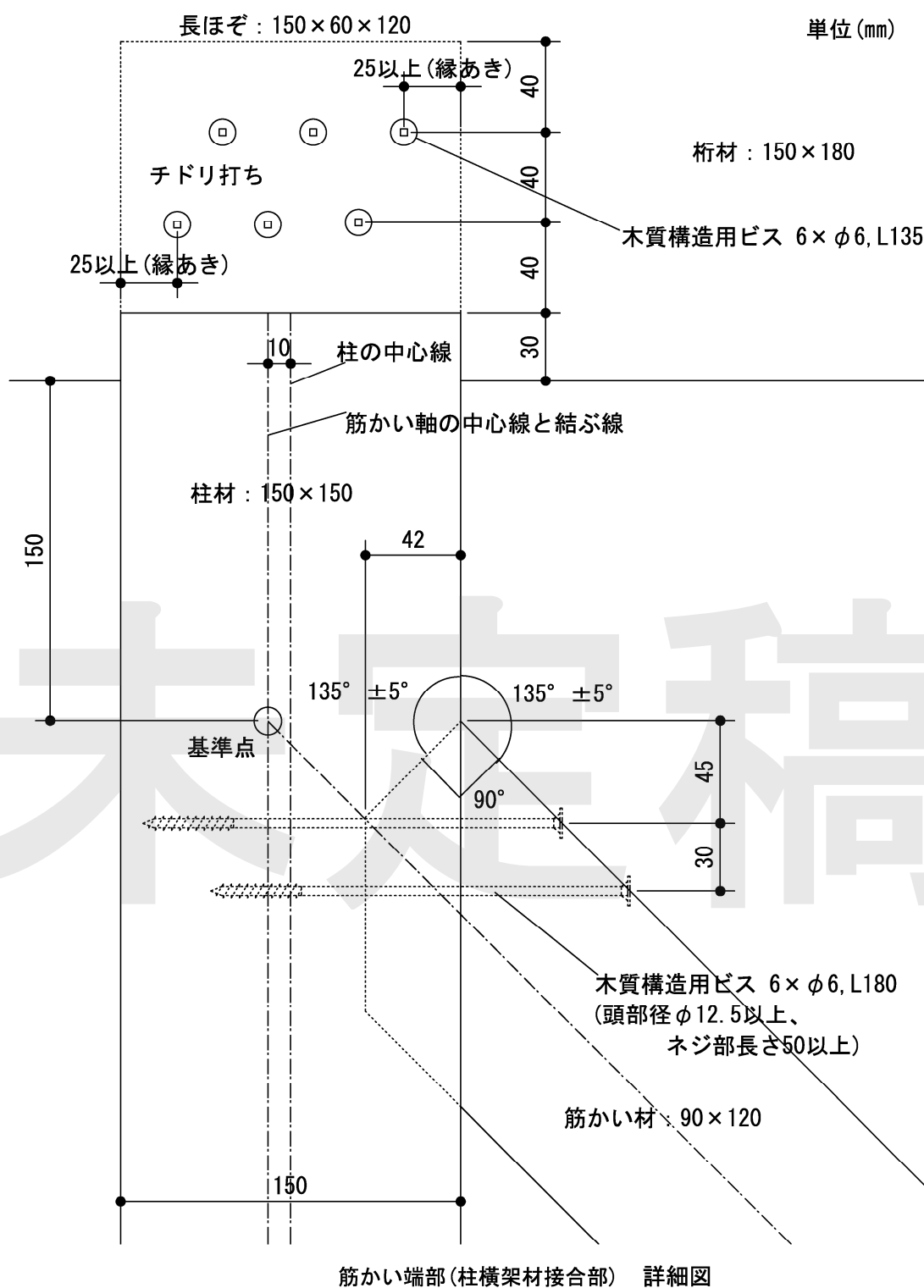


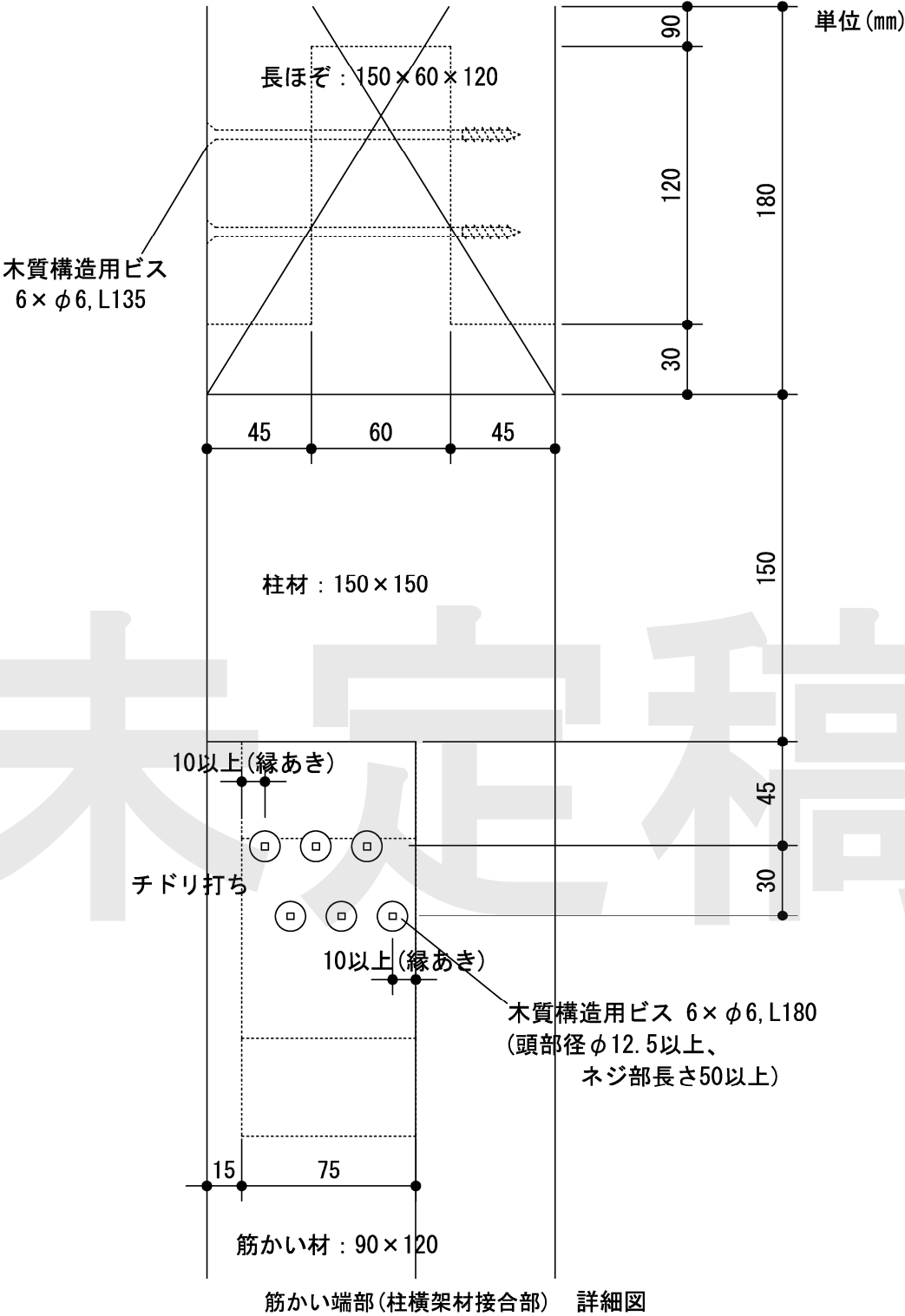
筋かい端部（柱下部）正面 詳細図

単位 (mm)

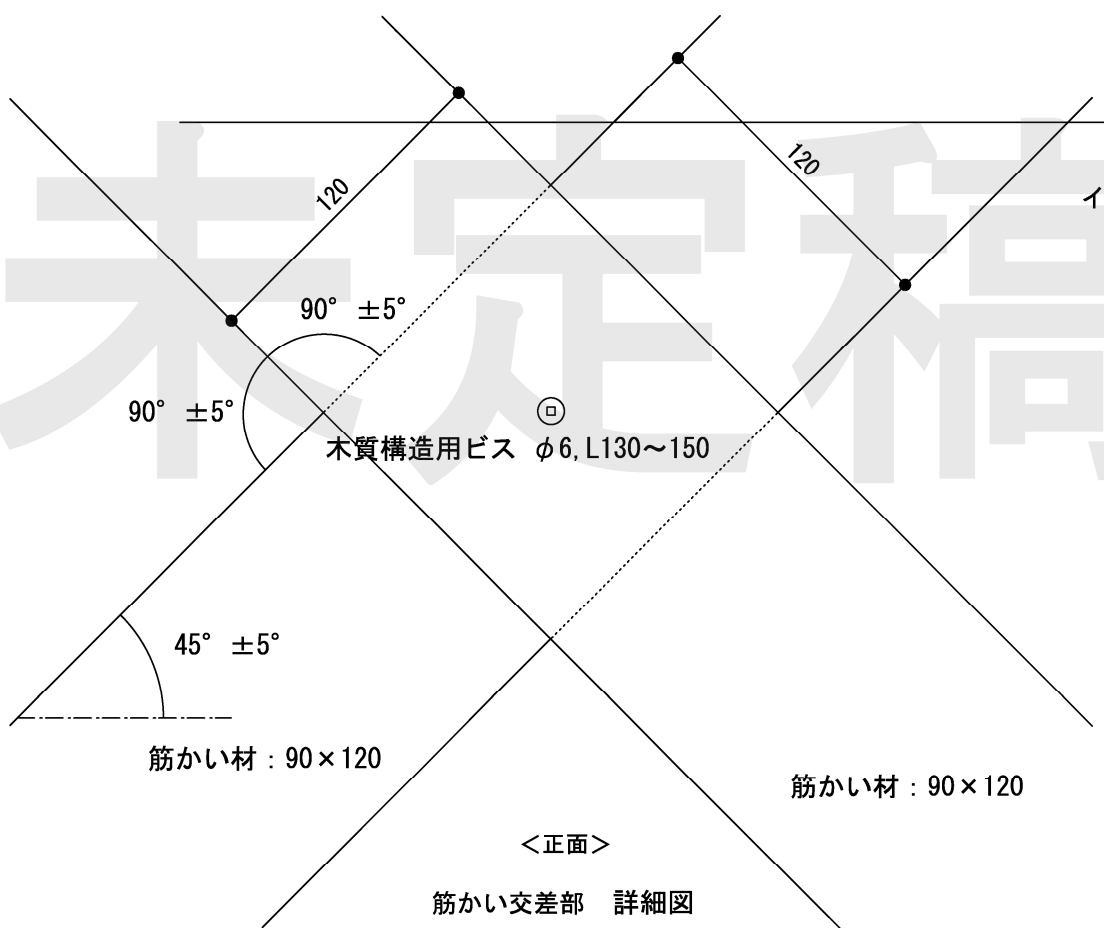
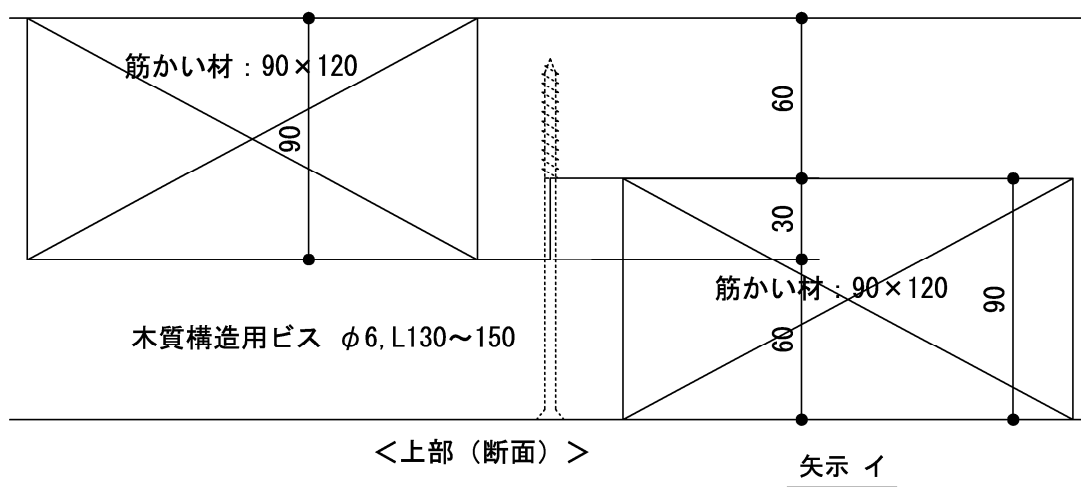


筋かい端部（柱下部）断面 詳細図





単位 (mm)

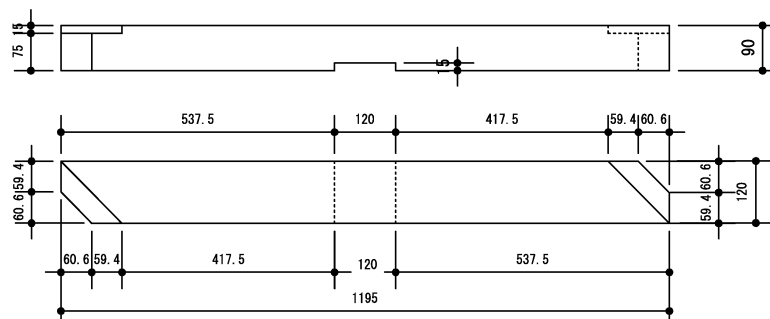


参考図 (面内せん断試験用耐力壁試験体部材加工図)

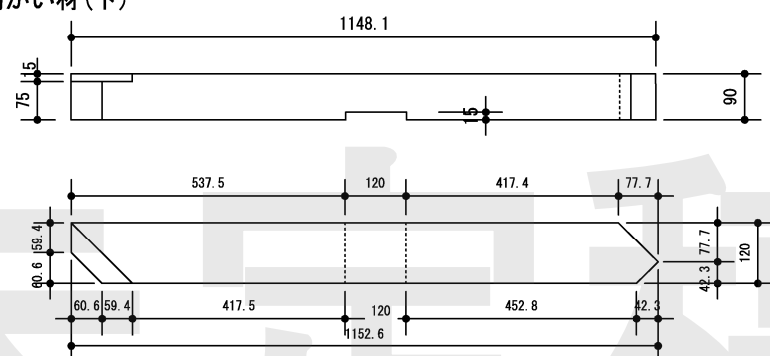
単位 (mm)

※各部の寸法は、あくまでも試験体時のもので、参考値とする。

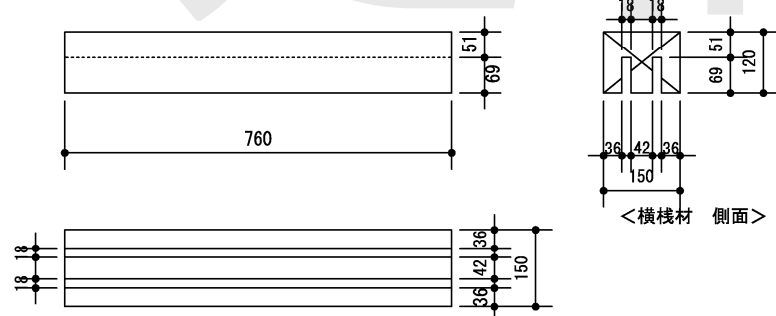
筋かい材(上、中)



筋かい材(下)



横桟材



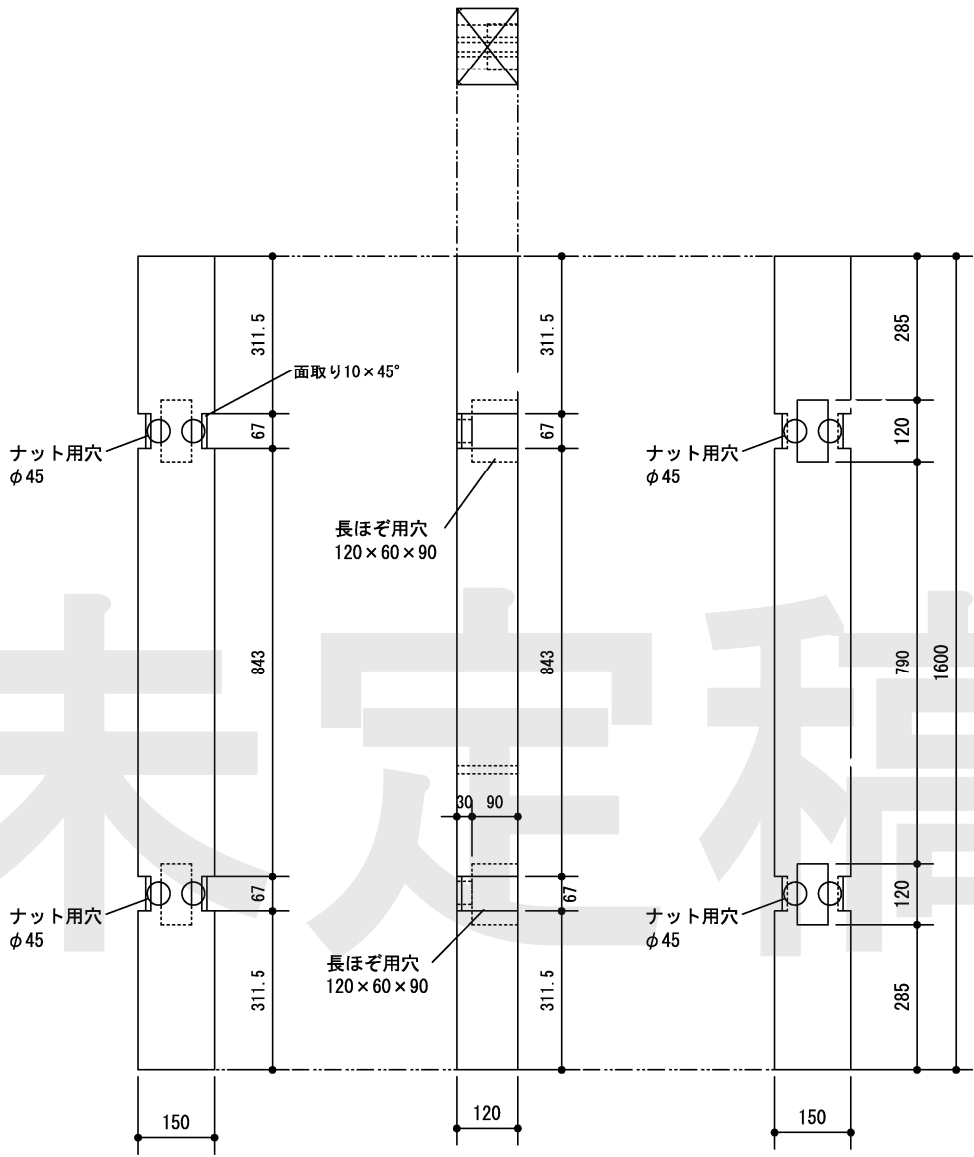
中桟材 : スギ製材 E70 150×120

3連層 90×120mmたすき掛け筋かい耐力壁 筋かい材及び中桟材 部材加工図

参考図 (面内せん断試験用耐力壁試験体部材加工図)

単位 (mm)

※各部の寸法は、あくまでも試験体時のもので、参考値とする。



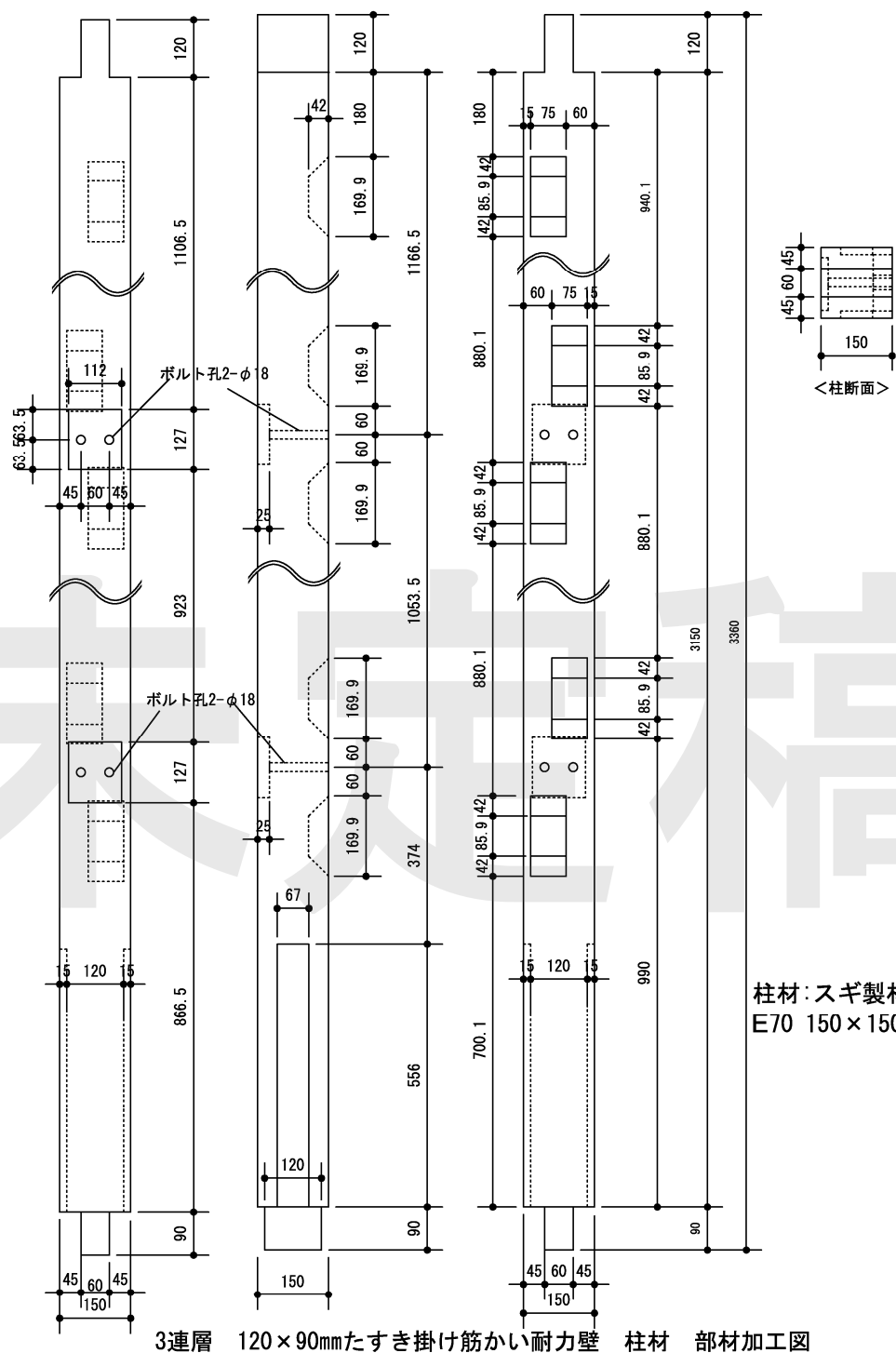
土台材：ヒノキ製材 無等級材 150×120

3連層 90×120mmたすき掛け筋かい耐力壁 土台材 部材加工図

参考図 (面内せん断試験用耐力壁試験体部材加工図)

単位(mm)

※各部の寸法は、あくまでも試験体時のもので、参考値とする。



附属書 H

(規定)

面材耐力壁詳細図

H.1 短期許容せん断耐力

この附属書では、面材耐力壁の短期許容せん断耐力を 29.6 kN/m とする。ただし、H.2 の条件及び仕様を全て満たす場合に限るものとする。

注記 耐力壁の短期許容せん断耐力については、指定性能評価機関における面内せん断試験による試験成績書を参考にして、規定している。

H.2 条件及び仕様

条件及び仕様は、次による。

a) 全体形状及び寸法

- 1) 耐力壁は両面張りとする。
- 2) 耐力壁 1P の柱間隔は、900 mm～1 000 mm とし、高さは 1 800 mm 以上 3 650 mm 以下とする。
- 3) 構造用合板の配置はたて張りとして 4 周を柱又は受け材にくぎ打ちとするほか、303 mm ピッチ以下に間柱を設け、間柱に対しても N50 くぎにてくぎ打ちする。
- 4) 構造用合板には、端部の金物との干渉部及び耐力低下に影響を及ぼさない軽微な開口を除き、切り欠きなどの欠損がないこと。

b) 構成部材の材料及び断面寸法

- 1) 構造用合板は、プランのモジュールに合わせて、910 mm×1 820 mm 又は 1 000 mm×2 000 mm を用いるものとする。合板の厚みは、12 mm 厚とする。
- 2) 耐力壁両端の柱及び構造用合板の継ぎ目には、120 mm×120 mm 以上の断面寸法の柱及び受け材を設ける。
- 3) 間柱は、見付け 45 mm 以上及び見込み 120 mm 以上とする。
- 4) 合板と留め付けるくぎは、N50 くぎとし、端部の受け材とグリッド柱との留め付けはφ6、L130～150 の木質構造用ビスを用いる。

c) 接合部の仕様

- 1) 構造用合板と柱、横架材及び受け材とを留め付ける N50 くぎは、60 mm ピッチのチドリ打ちとする。また、間柱に対しては N50 くぎを 90 mm ピッチでくぎ打ちとする。
- 2) 構造用合板の柱及びはりに対するかかり寸法は、60 mm 以上とする。ただし、2 階床大ばりに止めつける 2 階耐力壁の合板は、2 階床水平構面の合板の取り付け上掛かり代を 50 mm 以上とする。合板に対するくぎのへりあきは 15 mm 以上、柱ばりに対するへりあきは 25 mm 以上とする。ただし、金物が取り付け部分で合板に対するへりあきが確保できない部分では、へりあき寸法を 8 mm 以上とする。
- 3) 受け材と柱とを留め付ける木質構造用ビスは 100 mm ピッチの 2 列打ちとする。
- 4) 120 mm×120 mm の管柱柱頭柱脚は、厚さ 30 mm、深さ 90 mm のほぞ差しとする。
- 5) 合板継ぎ目に設ける中棧の端部は、片側だけから柱に取り付く場合は厚さ 30 mm、深さ 90 mm のほぞ差しとし、両側から柱に取り付く場合は厚さ 30 mm、深さ 60 mm のほぞ差しとする。

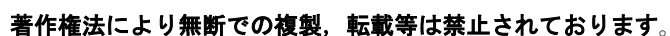
- 6) 間柱の両端は横架材に溝加工の上 15 mm 程度の大入れとする。
- 7) 各階の柱頭接合部は、構造計算によって水平力時に柱頭部に生じる引張力を上回る耐力の金物を適切に選定する。
- 8) 耐力壁両端の柱脚接合部は、水平力時の耐力壁の転倒モーメントによる引張力に抵抗できる接合金物を用いる。例示仕様として、2 階建ての 1 階部分は柱脚金物 WHDB-160 を用い、2 階建ての 2 階部分は上下柱緊結金物 NHDP-40 を 2 本用いた納まりを示す。

なお、各階の柱脚接合部は、構造計算によって水平力時に柱脚部に生じる引張力を上回る耐力の金物を適切に選定する。

- 9) 耐力壁のせん断力を土台から基礎に伝えるアンカーボルトは、土台と基礎を緊結する M16 アンカーボルトを耐力壁 1P 当たり 2 本ずつ設ける。耐力壁の土台と基礎との間には、無収縮モルタル又は十分な耐久性をもつスペーサー材を挿入し隙間を埋める。

d) 面材の貫通孔の基準

- 1) 面材の貫通孔の径を d (貫通孔が円形でない場合は外接円の径を d) としたとき、 $d \leq 30$ mm を小貫通孔、 $d > 30$ mm を大貫通孔と定義する。
- 2) 貫通孔を設けることのできる位置は、1 枚の合板の幅方向を 3 分割 (左, 中, 右) し、高さ方向を 3 分割 (上, 中, 下) して 9 区画に分割したとき、左一中, 右一中, 中一上, 中一下の 4 区画だけとする。さらに、その区画において、柱、横架材及び中棧の内端から 50 mm のラインより内側の範囲で、間柱を避けた位置の面材部分だけに孔をあけることができる。
- 3) 面材にあけることのできる大貫通孔の大きさは 240 mm までとし、1 枚の合板に対して 1 か所までとする。
- 4) 面材に大貫通孔を設けた場合には、大貫通孔の四周に補強受け材を大貫通孔に接するように設けなければならない。補強受け材は間柱と同寸以上の断面とする。水平補強受け材の両端は、柱及び間柱に斜めビス 2 本止めとし、大貫通孔の区画だけでなく左側の柱から右側の柱までを水平につなぐように、柱と間柱の間、及び間柱と間柱の間に設ける。垂直補強受け材の両端は、水平補強受け材に斜めビス 2 本止めとする。面材と補強受け材とは N50 くぎを 90 mm ピッチでくぎ打ちする。
- 5) 面材に小貫通孔を設ける場合は、柱、横架材、中棧、間柱で囲まれた 1 区画に対して 1 か所までであれば補強は不要とする。1 区画に複数の小貫通孔を設ける場合は、複数の小貫通孔を含む外接円の径を d とした大貫通孔とみなして、3) 及び 4) の規定を適用する。



2階床大ばり

NHDP-40

2階床大ばり-柱頭柱脚接合部

WHDB-160

中横-柱接合部

中横120×120

構造用合板t12

アンカーボルト
2×M20(SNR490B)

無収縮モルタル

NHDP-40 : 短期許容軸方向耐力 = 40kN
WHDB-160 : 短期許容軸方向耐力 = 158kN

- (注1) くぎ頭は合板の表面揃えとなるようにくぎ打ち機の圧力を適切に調整し、最後は手打ちにより打ち込む
(注2) 間柱は15mm以上はりに大入れとして2-N75くぎ斜め打ちとする

附属書 I

(規定)

水平構面詳細図

I.1 短期許容せん断耐力

この附属書では、水平構面の短期許容せん断耐力を次のとおりとする。ただし、I.2 の条件及び仕様を全て満たす場合に限るものとする。

- a) 2 階床の場合 14.1 kN/m
- b) 屋根（一般地域）の場合 勾配面に対して 13.5 kN/m
- c) 屋根（多雪地域）の場合 勾配面に対して 19.1 kN/m

I.2 条件及び仕様

条件及び仕様は、次による。

a) 全体形状及び寸法

- 1) 水平構面は、厚物の構造用合板を横架材（屋根水平構面の場合は登りばりと母屋）に直張りする構造とする。
- 2) 構造用合板の継ぎ目及びくぎ打ちを行う部分の直下には、甲乙ばり（屋根水平構面の場合は母屋）を設ける。
- 3) 構造用合板の配置の方向は、所定のくぎ打ちを満足できる場合には、たて張りおよびよこ張りのいずれでもよい。また同様に、配置の方法についても、千鳥張りおよび芋張りのいずれでもよい。
- 4) 2 階床水平構面では、X 方向大ばり、Y 方向小ばりに対して、上端の高さが 75 mm 高い位置にある Y 方向大ばりについて、側面に床受け材を取り付け、これをもって構造用合板を受ける構成とする。
- 5) 2 階床水平構面では、X 方向大ばりに取り付く筋かい耐力壁と、床構面の構造用合板が干渉する部分が生じる。そのような部分においては、構造用合板を切り欠き、X 方向大ばりの側面に床受け材を取り付け、これをもって構造用合板を受ける構成とする。
- 6) 屋根水平構面では、屋根の合板レベルに対して低い位置にある軒先の X 方向大ばりの上に、転び止め材を設け、構造用合板を受ける構成とする。また、軒先の X 方向大ばりと、転び止め材の外面には、構造用合板を直張りする。

b) 構成部材の材料及び断面寸法

- 1) 水平構面に使用する厚物構造用合板は、プランのモジュールに合わせて、910 mm×1 820 mm 又は 1 000 mm×2 000 mm を用いるものとする。合板の厚みは、2 階の床構面に使用する場合は 24 mm 厚又は 28 mm 厚、屋根構面に使用する場合には 24 mm 厚とする。
- 2) 2 階床水平構面における甲乙ばりには、断面が 90 mm×90 mm 以上の正角材、又は幅 75 mm×成 120 mm の製材を平使いで用いるものとする。
- 3) 2 階床水平構面において、Y 方向大ばり側面に取り付ける床受け材には、幅 55 mm～75 mm×成 120 mm の製材を用いるものとする。
- 4) 屋根水平構面における母屋には、幅 120 mm×成 120 mm の製材を用いる。ただし、多雪地域（3 級及び 4 級）における屋根においては、母屋を幅 120 mm×成 150 mm の製材とする。
- 5) 屋根水平構面において、軒先の X 方向大ばりの上に設ける転び止めには、幅 105 mm×成 300 mm の

製材を用いるものとし、屋根面の勾配に合わせて天端を切り欠く。

- 6) 屋根水平構面において、軒先の X 方向大ばりと、転び止めの外面に直張りとする構造用合板の合板厚は、12 mm 以上とする。

c) 接合部の仕様

- 1) 2 階床水平構面については、構造用合板を、大ばり、小ばり及び甲乙ばりに対して、N75 くぎを 75 mm ピッチ日の字打ちとして留め付ける。
- 2) 2 階床水平構面において、構造用合板を床受け材に載せた部分においては、所定のピッチのくぎを、床受け材に対して留め付ける。
- 3) 2 階床水平構面において、大ばり側面に取り付ける床受け材は、大ばり側面に木質構造用ビス $\phi 6$, L130~150 を 150 mm ピッチの二列打ちとして留め付ける。
- 4) 2 階床水平構面において、甲乙ばり端部は、取り付く小ばりに対して深さ 15 mm 程度の大入れとする。ただし、Y 方向大ばりに対しては、大ばり側面に取り付けた床受け材を深さ 15 mm×成 60 mm 切り欠き、甲乙ばりは床受け材に対して、成 60 mm ぶん大入れとして、床受け材勝ちの納まりとする（床受け材で甲乙ばりを受ける。）。
- 5) 屋根水平構面については、構造用合板を、登りばり及び母屋に対して、N75 くぎを 75 mm ピッチ四周打ち（ロの字打ち）として留め付ける。ただし、DA タイプ、DB タイプ及び DC タイプに架かる屋根水平構面については、構造用合板を留め付けるくぎピッチを 50 mm とする。
- 6) 屋根水平構面において、母屋端部は、登りばりに対して深さ 15 mm 程度の大入れとし、吹き上げ対策として木質構造用ビス $\phi 5$, L150（頭部径 $\phi 12.5$ 以上、ねじ部長さ 50 以上）1 本を斜め打ちとする。
- 7) 屋根水平構面において、軒先の X 方向大ばりと転び止めの外面に直張りする構造用合板は、N50 くぎを 50 mm ピッチの千鳥打ちとして留め付ける。

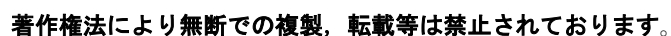
(注1) 「甲乙ばり90x90」は、90x90以上の正角材もしくは75x120(平使い)とする。

(注2) 大ばり側面に留め付ける床受け材は、材幅55~75、せい120の材とする。



(注1) DA, DB, DCタイプに架かる屋根については、
構造用合板を留めつけるくぎピッチをN75@50とする。

(注2) 多雪地域(3級、4級)の屋根については、母屋サイズを120x150とする。



附属書 J

(規定)

耐風火打ち詳細図

J.1 一般

この附属書は、外部に面する妻面に対して設ける耐風火打ちで、次の条件及び仕様を全て満たす場合に適用する。

a) 配置及び寸法

- 1) 耐風火打ちを配置する高さ方向の位置は、X 方向小屋大ばり及び妻面の小屋大ばりに対し、耐風火打ち両端部の木口の全面が接することが可能な範囲内とする。
- 2) 耐風火打ちの平面的な配置は、妻面に対してハの字状の一对の耐風火打ちを設けることを基本とし、片方の耐風火打ちは、外周部の X 方向小屋大ばりと妻面の小屋大ばりが交差する入隅部に、もう片方の耐風火打ちは、内部の X 方向小屋大ばり又は耐風つなぎばりと妻面の小屋大ばりが交差する部位に配置する。
- 3) 耐風火打ちの平面配置における角度は、X 方向小屋大ばり又は耐風つなぎばりに対し、45° 程度とする。
- 4) 耐風火打ちの両端部のうち、X 方向小屋大ばり又は耐風つなぎばりに接する側の端部は、直交するトラス陸ばりに対して、20 mm 程度のクリアランスを設けて配置する。もう片方の端部は、X 方向小屋大ばり又は耐風つなぎばりの芯から 1 820 mm 又は 2 000 mm の位置を耐風火打ち基準線とし、この基準線から ±100 mm 程度の範囲内に妻面芯線と耐風火打ち芯線との交点を設けて配置する。

b) 各構成部材の寸法及び材質

- 1) 耐風火打ちは、断面 120 mm×120 mm 以上の製材又は構造用集成材とする。
- 2) 耐風つなぎばりは、断面 120 mm×240 mm 以上の製材又は構造用集成材とする。

c) 接合部の仕様

- 1) 耐風火打ち端部の接合部は、大入れ又はあり掛けなど一般的な仕口とし、M16 ボルト及び座金で緊結して引き抜けを防止する。
- 2) 耐風つなぎばりと妻面小屋大ばりとの接合部は、大入れ又はあり掛けなど一般的な仕口とし、M16 ボルト及び座金で緊結して引き抜けを防止する。
- 3) 耐風つなぎばりと、それに直交するトラス陸ばりの接合部は、トラス陸ばりを勝たせ、耐風つなぎばりの上端を欠き込んでトラス陸ばりの下面に当て、羽子板ボルトなどを用いて互いを緊結する。

d) 継手

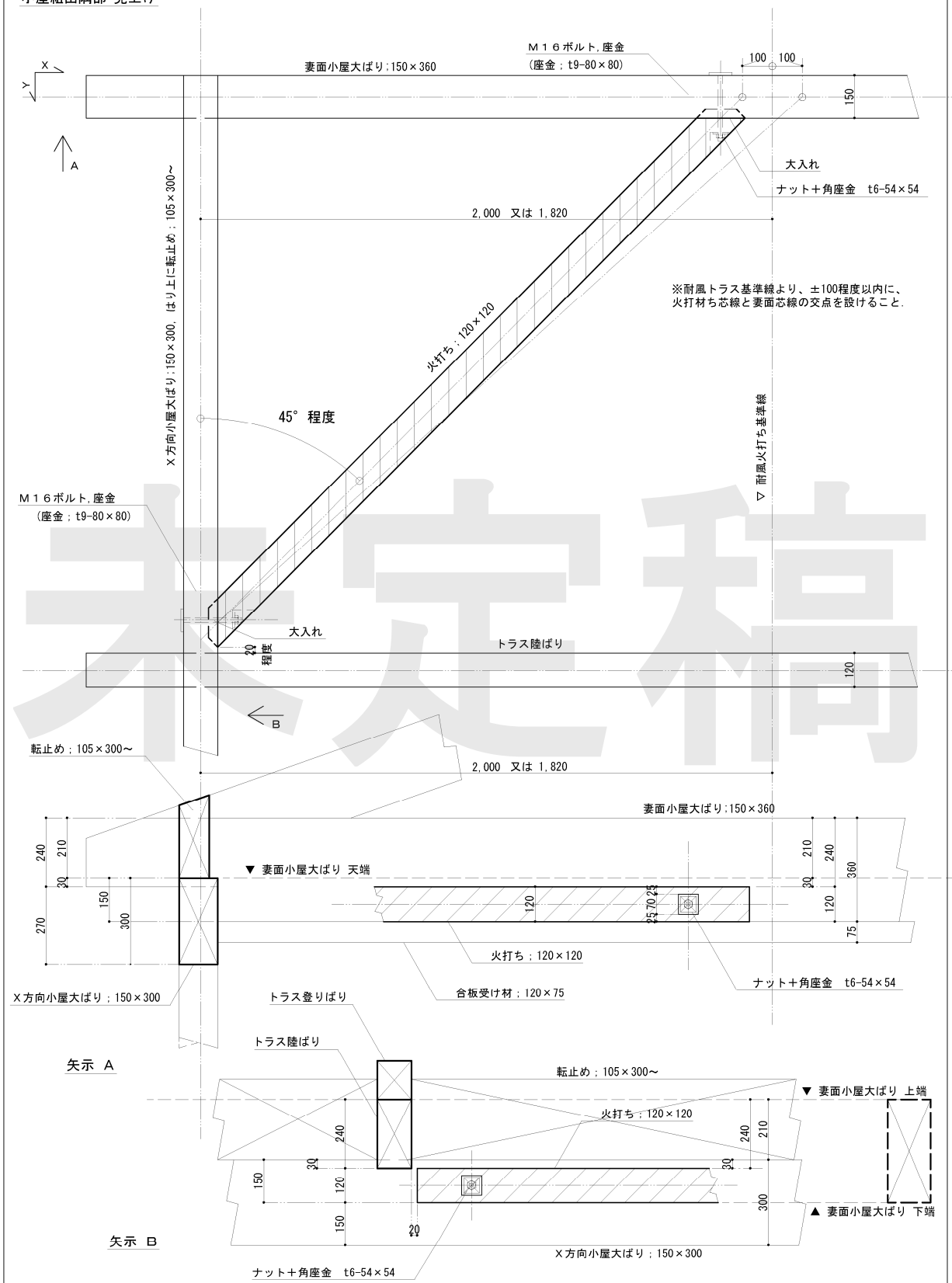
- 1) 耐風火打ちは、継手なしの通し材とする。
- 2) 耐風つなぎばりの継手は、**附属書 E** の登りばり継手に準じるものとし、交差するトラス陸ばりをまたいで十分に離れた位置に適宜設ける。
- 3) 妻面小屋大ばりの継手は、妻面に作用する風荷重によって生じる曲げモーメントが、比較的小さい区間に設ける。

耐風火打ち詳細図 ①

単位 mm

一般部共通

小屋組出隅部 見上げ

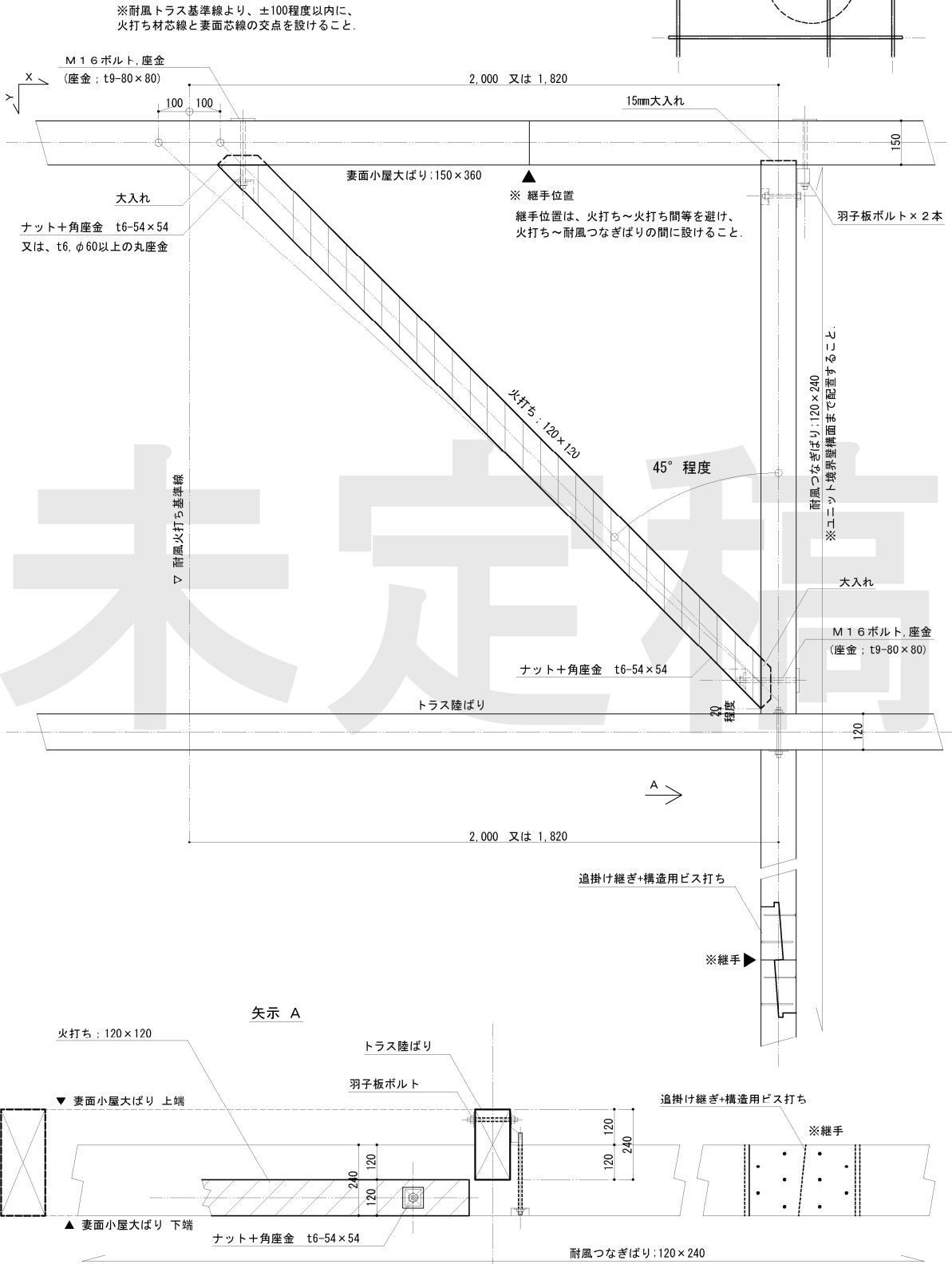


耐風火打ち詳細図 ②

単位 mm

DAタイプ (TG2)

妻面—耐風火打ち交差部 小屋組見上げ



未定稿

参考文献 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
公共建築木造工事標準仕様書
公益財団法人日本住宅・木材技術センター 接続金物規格（Z マーク表示金物）

附属書 K
(参考)

技術上重要な改正に関する新旧対照表

現行規格 (JIS A 3301:9999)		旧規格 (JIS A 3301:1993)		改正理由
箇条番号 及び題名	内容	箇条番号 及び題名	内容	
1 適用範囲	平屋建て及び2階建ての木造校舎の構造設計標準について規定する。ただし、軒高さが9 m以下かつ最高高さ13 m以下で、1棟当たりの延べ床面積が2 000 m ² 未満のものに限る。	1. 適用範囲	2 階建て及び平家建ての木造校舎の構造設計標準について規定する。	この規格が、耐火・準耐火構造物以外の木造校舎を対象とすることを明示するために、耐火・準耐火構造物以外となる建物高さ及び延べ床面積について明記した。
2 引用規格	10 規格を引用。	—	—	引用規格の箇条を新たに設けた。
3 用語及び定義	五つの用語について規定。	—	—	この規格で使用する用語の定義を新たに規定した。
4 形状及び寸法	ユニットの形状及び大きさは、図 1 に示す A タイプ～D タイプとし、その寸法は、表 1 による。	2. 形状及び大きさ	室及び廊下の形状及び大きさは、表 1 に示す甲、乙、丙及び丁とする。	旧規格では片廊下型の平面だけを対象としていたが、今回の改正によって 4 種類の平面形状（ユニット）を対象としたため、新たに規定した。
4.1 ユニット	ユニットの配置基準について規定。		—	構造計画上、ユニットの配置に関する規定が必要であるため、新たに規定した。
4.2 配置基準	ユニットの配置基準について規定。		—	構造計画上、屋根勾配、軒の出及び高さ寸法に関する規定が必要であるため、新たに規定した。
4.3 屋根勾配、軒の出及び高さ寸法	屋根勾配、軒の出及び高さ寸法について規定。			
5 荷重条件	適用することができる荷重条件は、表 2 の 1 級～4 級とする。 なお、各級の荷重条件は、表 2 に示す値以下とする。	3. 荷重条件	この構造設計標準を適用することのできる荷重条件は、A、B、C、D、E 及び F の 6 級とする。 なお、各級の荷重条件は、表 2 に示す値以下とする。	荷重条件を、現行の建築基準法において一般的と考えられる垂直積雪量（積雪荷重）、基準風速、及び標準せん断力係数に変更した。
5.1 適用する荷重		3.1		
5.2 固定荷重	屋根、2 階床、外壁及び内壁の固定荷重について規定。	3.2	屋根ふき材料は、下地、たるきを含んで水平面につき 716 N/m ² 以下の荷重とする。	屋根ふき材の重量は、構造設計における“固定荷重”に含まれる内容のため、“5.2 固定荷重”に規定した。
5.3 積載荷重	積載荷重について規定。	—	—	構造設計の際に必要なため、積載荷重について新たに規定した。

現行規格（JIS A 3301:9999）		旧規格（JIS A 3301:1993）		改正理由
箇条番号 及び題名	内容	箇条番号 及び題名	内容	
6 材料	軸組材料及び面材料について規定。	—	—	構造設計の際に必要であるため、軸組材料及び面材料について新たに規定した。
7 耐力壁及び水平構面の構造	耐力壁及び水平構面の構造について規定。	—	—	構造設計の際に必要であるため、耐力壁及び水平構面について新たに規定した。
8 防腐・防ぎ（蟻）処理	防腐・防ぎ（蟻）処理について規定。	5. 防腐・防ぎ（蟻）処理	防腐・防ぎ（蟻）処理について規定。	箇条番号を変更した。
9 平面図	全てのユニットの平面図を図2～図12に示す。	—	—	旧規格では片廊下型の平面だけを対象としていたが、今回の改正によって4種類の平面形状（ユニット）を対象としたため、新たに記載した。

未定稿

現行規格（JIS A 3301:9999）		旧規格（JIS A 3301:1993）		改正理由
箇条番号 及び題名	内容	箇条番号 及び題名	内容	
10 構造設計 標準図	構造設計標準図は、附属書 A～附属書 J による。 附属書 A：構造特記仕様書 附属書 B：ユニットプラン伏図・軸組図 附属書 C：柱・はり断面リスト 附属書 D：トラスリスト 附属書 E：トラス詳細図 附属書 F：軸組接合詳細図 附属書 G：筋かい耐力壁詳細図 附属書 H：面材耐力壁詳細図 附属書 I：水平構面詳細図 附属書 J：耐風火打ち詳細図	4. 構造設計 標準図	この構造設計標準の詳細は、付図 1～16 に よる。 付図 1 付図の注意事項 付図 2 平家建て甲・乙・丙・丁の平面図 付図 3 平家建て甲－A・B・C・D・E・F の部材寸法表 付図 4 平家建て乙－A・B・C・D・E・F の部材寸法表 付図 5 平家建て丙－A・B・C・D・E・F の部材寸法表 付図 6 平家建て丁－A・B・C・D・E・F の部材寸法表 付図 7 平家建て各種軸組詳細図 付図 8 2階建て甲・乙・丙・丁平面図 付図 9 2階建て甲－A・B・C・D・E・F の部材寸法表 付図 10 2階建て乙－A・B・C・D・E・F の部材寸法表 付図 11 2階建て丙－A・B・C・D・E・F の部材寸法表 付図 12 2階建て丁－A・B・C・D・E・F の部材寸法表 付図 13 2階建て各種軸組詳細図 付図 14 小屋組仕口表 付図 15 平家建て軸組仕口表 付図 16 2階建て軸組仕口表	JIS 様式の変更に合わせて“付図”を“附属書” に変更するとともに、各々の内容を次のとおり変 更した。 ・附属書 A：構造特記仕様書 構造設計に必要な情報を新たに記載 した。 ・附属書 B：付図 2 及び付図 8 に相当 ・附属書 C：付図 3，付図 4，付図 5，付図 6，付 図 9，付図 10，付図 11，及び付図 12 に相当 ・附属書 D：新たに追加した仕様のため，記載し た。 ・附属書 E：付図 3，付図 4，付図 5，付図 6，付 図 9，付図 10，付図 11，及び付図 12 に相当 ・附属書 F：付図 15 及び付図 16 に相当 ・附属書 G：新たに追加した仕様のため，記載し た。 ・附属書 H：新たに追加した仕様のため，記載し た。 ・附属書 I：新たに追加した仕様のため，記載した。 ・附属書 J：新たに追加した仕様のため，記載し た。